

S-411	W-411	◇	◇	1956	19.1
S-412	W-412	◇	◇	2133	21.0
S-413	W-413	◇	◇	2311	22.8
S-414	W-414	◇	◇	2489	24.6

第五號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
S-510	W-510	1600	1803	2032	24.4
S-511	W-511	◇	◇	2275	27
S-512	W-512	◇	◇	2438	30
S-513	W-513	◇	◇	2641	33
S-514	W-514	◇	◇	2590	35.5
S-515	W-515	◇	◇	3048	38

トキワボイラー 製作所 福岡 齋藤製作所

第五號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
575	5005	905	1200	540	5.25

506	5006	◇	◇	648	6.50
577	5009	◇	◇	756	7.75
508	5008	◇	◇	864	9.00
590	5009	◇	◇	972	10.25
510	5010	◇	◇	1080	11.50
511	5011	◇	◇	1188	12.75
512	5012	◇	◇	1296	14.00
513	5013	◇	◇	1404	15.25

第七號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
7009	709	1400	1640	972	21.00
7010	710	◇	◇	1082	23.5
7011	711	◇	◇	1188	26
7012	712	◇	◇	1296	28.5
7013	713	◇	◇	1404	31.00
7014	714	◇	◇	1512	33.5
7015	715	◇	◇	1620	36.0
7016	716	◇	◇	1728	38.5

第十三表 前田 M 型 ボイラー

3-M- ボイラー 製作所 東京 前田 鐵工所

ボイラー 蒸 汽 罐 番 號	巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
3-S-6-S	1244	1702	860	6.68
3-S-7-S	◇	◇	1016	7.78
3-S-8-S	◇	◇	1168	8.82
3-S-9-S	◇	◇	1320	9.92
3-S-10-S	◇	◇	1473	11.02
3-S-11-S	◇	◇	1626	12.12
3-S-12-S	◇	◇	1778	13.22
3-S-13-S	◇	◇	1931	14.32

4-M- ボイラー

ボイラー 蒸 汽 罐 番 號	巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
4-S-7-S	1576	1753	1195	11.33
4-S-8-S	◇	◇	1371	12.86
4-S-9-S	◇	◇	1549	14.55
4-S-10-S	◇	◇	1727	16.36
4-S-11-S	◇	◇	1905	17.96

4-S-12-S	◇	◇	2083	19.66
4-S-13-S	◇	◇	2250	21.36
4-S-14-S	◇	◇	2438	23.06

5 M- ボイラー

ボイラー 蒸 汽 罐 番 號	巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
5-S-8-S	1714	1905	1575	16.02
5-S-9-S	◇	◇	1778	18.12
5-S-10-S	◇	◇	1981	20.22
5-S-11-S	◇	◇	2134	22.23
5-S-12-S	◇	◇	2387	24.42
5-S-13-S	◇	◇	2590	26.50
5-S-14-S	◇	◇	2794	28.62
5-S-15-S	◇	◇	2997	30.72

(第十四表) アイデアール ボイラー

製作所 アメリカン ラヂエター會社

第一號型 アイデアール レット フラツシュ ボイラー

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
1-S-5	1-W-5	979	1314	508	2.2
1-S-6	2-W-6	◇	◇	610	2.3
1-S-7	1-W-7	◇	◇	711	2.76
1-S-8	1-W-8	◇	◇	813	3.08
1-S-9	1-W-9	◇	◇	914	3.5
1-S-10	1-W-10	◇	◇	1016	3.8

第二號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
2-S-6	2-W-6	908	1454	762	4.5
2-S-7	2-W-7	◇	◇	889	5.25
2-S-3	2-W-3	◇	◇	1016	6.0
2-S-9	2-W-9	◇	◇	1142	7.6
2-S-10	2-W-10	◇	◇	1269	7.45
2-S-11	2-W-11	◇	◇	1397	8.9

第三號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
3-S-8	3-W-8	1161	1600	1219	9.7
3-S-9	3-W-9	◇	◇	1371	11.0
3-S-10	3-W-10	◇	◇	1524	12.2
3-S-11	3-W-11	◇	◇	1676	13.5
3-S-12	3-W-12	◇	◇	1829	14.0
3-S-13	3-W-13	◇	◇	1981	15.9

第四號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
4-S-9	4-W-9	1365	1651	1600	15.5
4-S-10	4-W-10	◇	◇	1778	17.4
4-S-11	4-W-11	◇	◇	1956	19.1
4-S-12	4-W-12	◇	◇	2133	20.0
4-S-13	4-W-13	◇	◇	2311	22.8

第五號型

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
5-S-10	5-W-10	1600	1803	2032	24.4
5-S-11	5-W-11	♪	♪	2235	27.0
5-S-12	5-W-12	♪	♪	2438	30.0
5-S-13	5-W-13	♪	♪	2641	33.0
5-S-14	5-W-14	♪	♪	2844	35.5
5-S-15	5-W-15	♪	♪	3048	38.0

(第十五表) ズテラス ローラー

ロガナ ボイラー

ボイラー番號	巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
Z 050	500	1110	380	1.8
Z 060	♪	♪	460	2.1
Z 070	♪	♪	540	2.4
Z 080	♪	♪	620	2.7
Z 060	♪	♪	700	3.0
Z 1000	♪	♪	780	3.3

ノルマル ボイラー

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	温水罐				
5005 a	505 a	950	1200	540	5.25
5006 a	506 a	♪	♪	640	6.50
5007 a	507 a	♪	♪	755	7.75
5008 a	508 a	♪	♪	864	9.00
5009 a	509 a	♪	♪	972	10.25
5010 a	510 a	♪	♪	1080	11.50

5011 a	511 a	♪	♪	1188	12.75
5012 a	512 a	♪	♪	1296	14.00
5013 a	513 a	♪	♪	1404	15.25

ミドル ボイラー

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	溫水罐				
6006	606	1040	1640	648	9.25
6007	607	♪	♪	756	11.00
6008	603	♪	♪	864	12.75
6009	609	♪	♪	972	14.50
6010	610	♪	♪	1080	16.25
6011	611	♪	♪	1188	18.00
6012	612	♪	♪	1296	19.75
6013	613	//	♪	1404	21.50
6014	614	♪	♪	1512	23.25
6015	615	♪	♪	1620	25.00

ラアヂ ボイラー

ボイラー番號		巾 (耗)	高 (耗)	長 (耗)	傳熱面積 (平方米)
蒸汽罐	溫水罐				
7009	709	1400	1640	972	21.0
7010	710	♪	♪	1080	23.5
7011	711	♪	♪	1188	26.0
7012	712	♪	♪	1296	23.5
7013	713	♪	♪	1404	31.0
7014	714	♪	♪	1512	33.5
7015	715	♪	♪	1620	36.0
7016	716	♪	♪	1728	38.5
7017	717	♪	♪	1836	41.0
7018	718	♪	♪	1944	43.5
7019	719	♪	♪	2052	46.0

尙傳熱面積の概算式を示すと次の通りあるが之れには計算上の種々の假定が設けられてゐるから必ずしも眞測値と一致せぬことを御承知ありたい。

A. 豎型外焚式汽罐

$$H. S. = D (D + H)$$

D = 罐洞の外徑

H = 罐洞の高さ

B. 豎型横管式汽罐

$$H. S. = \pi D (H + dN)$$

D = 爐筒の内徑

H = 爐筒底部より冠板頂部迄の高さ

d = 横管の外徑

N = 横管の數

C. 豎型多管式汽罐

$$H. S. = \frac{\pi}{4} D (4H + D) + SN$$

D = 爐筒の内徑

H = 爐筒の高さ

$$S = \pi dl$$

d = 煙管の内徑

l = 煙管長の半分

D. コルニシュ汽罐

平爐筒

$$H. S. = \pi D.L.$$

波狀爐筒

$$H. S. = 3.5DL$$

D = 罐洞の外徑

L = 罐洞の長さ

E. ランカシャ汽罐

平爐筒

$$H. S. = 4DL$$

波狀爐筒

$$H. S. = 4.3DL$$

D = 罐洞の外徑

L = 罐洞の長さ

F. 横置多管式汽罐

$$H. S. = \pi L \left(\frac{D}{2} + dN \right) + D^2$$

D = 罐洞の直徑

L = 罐洞の長さ

d = 煙管内の徑

N = 煙管の數

蒸罐の内容積

蒸罐の蓋及底板の形状は製作者によつて種々異なるから之れを蒸罐の内容積の計算に入れる事は非常に困難であるし又全容積に比較すれば僅少で之れを省いても大差がない故に其の断面積に罐胴の全長を乗じたものを内容積として計算して差支ない、

二、汽罐士試験・免許の手数料

第四十二條 罐罐士試験若ハ汽罐士免許ヲ受ケントスル者又ハ汽罐士免許證ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ別表第二號ニ定ムル手数料ヲ納付スベシ

汽罐士試験若ハ汽罐士免許を受ける場合又は汽罐士免許證ノ再交付を受ける場合には次の表の如き手数料を納付しなければならぬ

第 二 號

級 別	種 別	汽罐士試験 手 数 料	汽罐士免許 手 数 料	汽罐士免許證 再交付手数料
一 級 汽 罐 士		1 00 _円	1・5 _円	0 50 _円
二 級 汽 罐 士		0 50	1 00	0 50

三、手数料の収め方

第四十三條 前二條ノ手数料ハ収入印紙ヲ用ヒ願書ニ之ヲ貼付スベシ既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ但シ第三十四條ノ規定ニ依リ汽罐士試験ノ全部ヲ省略シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條、第四十二條ノ手数料は収入印紙を用ひ検査願又は汽

罐士試験ノ免許願に貼付することが必要である。

既納の手数料は還付しない事になつて居る、然し汽罐士試験科目の全部を省略された場合(第三十四條参照)は手数料は還付されることになつて居る。

第七章 罰 則

一、百圓以下の罰金若しくは科料拘留する場合

第四十四條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

一 第五條(汽罐設置許可)、第六條第一項(罐體検査)、第九條第一項(汽罐検査證)、第十條(汽罐修繕、變更許可)、第十一條第二項(汽罐修繕、變更検査)、第十四條第四項(汽罐検査員ノ認可)、第十五條(汽罐検査ノ準備)第十六條(汽罐検査ノ立會)、第十八條(汽罐設置者ノ遵守事項)、第十九條第四項(汽罐再使用検査)、第二十六條乃至第二十九條(汽罐室)、第三十一條第一項(汽罐士免許)、第三十九條第一項(汽罐取扱主任者ノ選任)及第四十條(汽罐取扱主任者ノ遵守事項及汽罐設置者ノ義務)ノ規定ニ違反シタル者

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ検査ヲ

受クルコトヲ怠リタル者、第十七條ノ規定ニ依ル當該官吏
ノ命令ニ從ハザル者又ハ第二十三條ノ規定ニ依ル地方長官
ノ命令又ハ處分ニ違反タル者

二、拘留又は科料に處する場合

第四十五條 第七條第三項（汽罐明細書書換手續）、第九條第二
項（汽罐設置者變更手續）、第十四條第三項（保險契約及其ノ
更新終了又ハ解除ノ届出）、第十九條第一項乃至第三項（汽罐
使用ノ廢止又ハ休止ノ届出、汽罐検査證ノ返納及汽罐再使用ノ
届出）、第二十條（事故ノ届出）、第二十七條第二項（汽罐士
免許證ノ返納）及第三十九條第三項（汽罐取扱主任者ノ届出）
ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

三、正當の事由なくして當該官吏の職務を妨害する場合

第四十六條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若
ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲
シタル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

四、汽罐設置者又は汽罐管理人の責任

第四十七條 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其代理人、戸主、家族
同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分
ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ
免ルルコトヲ得ズ

代理人、戸主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業員カ本令ニ違反

する行爲があつたときは汽罐設置者又は管理人は自ら指揮したか
つたとしても其の責任を免れることは出來ぬ

五、罰則の適用者

第四十八條 本令ニ依ル罰則ハ管理人ヲ選任シタル場合ニ在リテ
ハ汽罐管理人ニ、法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ
禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
本令ノ罰則ハ汽罐管理人を選任した場合には汽罐管理人に法人に
あつては其の代表者、未成年者又は禁治産者にあつては法定代理
人が處罰されるのである然し乍ら本條の規定は未成年者でも營業
に關して成年者と同一の能力を有するもの場合には本人が處罰
される

第八章 其の他の事項

第四十九條 本令ハ昭和十年五月一日ヨリ之ヲ^施旅行ス

一、本令施行の際設置、修繕の許可申請中のもの

第五十條 地方長官ハ本令施行ノ際汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命
令ニ依リ設置又ハ修繕ノ許可申請中ノ汽罐ニ付テハ本令ノ規定
ニ拘ラズ従前ノ規定ニ依リ處分スルコトヲ得
前項ノ處分ハ本令ニ依リ處分シタルモノト看做ス

昭和十年四月末日迄に設置又は修理の許可を申請してあつた汽罐は舊規定に依て總ての取扱ひを受ける、而して總て本令に依て處分されたものと看做されるから例へば手数料の如きものもこれを納付するに及ばない。

二、本令施行前検査試験許可を受けたるもの

第五十一條 本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ検査若ハ試験又ハ許可若ハ認可ヲ受ケタル汽罐ハ本令ニ依リ検査又ハ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
前項ノ規定ニ依ル汽罐検査ノ有効期間ハ之ヲ變更セズ但シ本令施行後一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

舊規定に依て定期検査罐體水壓検査等を受けたものは本令に依て検査を受けたものと看做される其の有効期間は之れを變更しない尙設置の許可若は認可を受けた汽罐も舊規定によつて處分される然し斯の如き汽罐にあつても昭和十一年五月一日よりは本令によつて處分される

三、新に取締を受くるに至りたるもの

第五十二條 本令施行ノ際ニ許可又ハ検査ヲ要セズンテ使用スル汽罐ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ許可又ハ検査ヲ受クルヲ要スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラズ従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

従來取締を受けずに使用出來た汽罐で本令が施行されたために取

締を受ける必要を生じた汽罐は昭和十一年四月末月迄は従前通りに使用する事が出来るも其以後は取締を受けるから其の前に届出しなければならない、若しも此期間を過ぎた様な場合には設置願を提出しなければならない

四、舊規則による機罐士に關するもの

第五十三條 本令施行ノ際現ニ汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ従事スル者ハ本令ノ規定ニ拘ラズ従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ關スル資格ニ付地方長官ノ證明若ハ免許ヲ有スル者又ハ本令施行前一年以上汽罐ノ取扱ニ従事シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ本人ノ申請アリタル場合ニ限り第三十二條本文ノ規定ニ拘ラズ左ノ區別ニ從ヒ汽罐士免許ヲ與フ

一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七疋平方糎以上ノ汽罐ノ取扱ニ付資格又ハ其ノ取扱主任者ニハ一級汽罐士

二 其ノ他ノ者ニ在リテハ二級汽罐士

第三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二項ノ場合ニ在リテス第四十二條ノ規定ニ依ル手数料ハ之ヲ徵收セズ

本令施行ノ際現に各府縣の汽罐取締規則によつて汽罐取扱に從事

して居るものは昭和十一年四月末日までは其の儘本令の汽罐取扱者として認めらるるが其の間に申請によつて汽罐士免許を得ることが必要である現在各府縣の舊規則によつて認められて居る汽罐士の資格を有するもの又は取扱主任者として認可されて居るもの尙一般汽罐取扱者には左の區別によつて各該當する汽罐士免許が與へられる。

一、一級汽罐士免許を與へられる者

(イ) 警視廳令汽罐取締規則によつて取得した一級機罐士、二級機罐士の合格證書及資格證明書を所有する者

(ロ) 取扱汽罐の傳熱面積合計二十五平方米以上又は制限壓力七疋平方糎以上の汽罐に付ひて資格又は免許ある者又は其の取扱主任者

即ち警視廳で云へば昭和七年七月一日施行の警視廳取締規則實施以前に前述の汽罐につき汽罐取扱主任者として認められて居る者

在來は下級の汽罐士にて間に合つて居つたが本令によつて新に取扱主任者として一級汽罐士が必要となつた汽罐の取扱主任者等が該當する然し最後の場合の如きに於ては一級汽罐士の免許を受くるとも一級の範圍の總ての汽罐の取扱主任者となることは出來ない。

二、二級汽罐士免許を與へられたる者

舊規則によつて取得した三級機罐士合査證書、資格證明書所有者

舊警視廳令第六十四條に依つて得た三級機罐士資格證明書所有者で本令によつて二級汽罐士となつた者は二級の範圍に於ける總ての汽罐の取扱主任者となる事は出來ぬのである。

此等の申請の出來る期間は昭和十一年四月末日迄であつてそれ以後は此の恩典に浴することが出來なくなるから注意して慾しい此の申請には一切手數料を納付することはない。

尙申請の手續は第十七號様式によるのであるがこの願書に合格證書若は資格證明書を添付し所轄警察署を經由して申請するのである。

(細則第一條、第十四條)

附
原動機取締規則

原 動 機 取 締 規 則

一、 適 用 範 圍

第一條 本令ニ於テ原動機ト稱スルハ蒸汽機關及内燃機關ヲ謂フ

左ニ掲グル原動機ハ本令ノ適用ヲ除外ス

一 他ノ法令ノ適用ヲ受クルモノ

二 五馬力未滿ノモノ

三 十馬力未滿ノ移動式原動機ニシテ稻扱、糶摺、灌溉用又ハ
設置地ニ於テ六箇月以上ニ亘ラザル期間使用スルモノ

本令で原動機と稱するのは蒸汽機關と内燃機關とを謂ふのであるから従て本令の適用あるものは蒸氣機關、瓦斯機關、石油機關、ガソリン機關、ディーゼル機關等である。

然し他の法令を受くるものの適用を除外されるのは無論であつて即ち

イ、船舶に使用する原動機鐵道に使用する原動機鑛山に使用する原動機、發電用の原動機等は夫れ夫れ法令の適用があるから本令の適用はない。

尙原動機製作技術の進歩は音響震動等の發生を著しく低下せしめ且つ原動機の改良は其の取扱を簡易化せしめたのみならず他面取

扱技術の進歩は災害率を著しく低下せしめた實情に鑑みて次の如き範圍に於て之れが適用を除外されることになつた。

- ロ、五馬力未満の原動用には本令の適用はない。
- ハ、十馬力未満の移動式原動機で稲刈用、灌漑用に使用するもの又は設置地に於て六箇月以上に亘らざる期間使用するものは何れも本令の適用はない然し使用期間が六箇月以上に亘る虞のあるときは豫め設置の許可を受くるが安全である、さもないと設置の申請を爲なかつたと云ふことで罰則の適用を受けなければならない

二、原動機設置の手續

第二條 原動機ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル願書正副二通ヲ提出シ許可ヲ受クベシ第五號イ又ハト若ハ第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ但シ願出ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 原動機設置者ノ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地代表者ノ氏名以下之ニ做フ）
- 二 事業又ハ營業ノ種別、工場名又ハ屋號其ノ他之ニ類スル名稱
- 三 原動機設置地地名番號、市街地建築物法ニ依ル地域並地區
- 四 出願要旨
- 五 摘要書

- イ 原動機室ノ構造及床面積
- ロ 原動機ノ種類及基數
- ハ 原動機又ハ其ノ附屬機械其ノ他設備ノ位置
- ニ 原動機ノ附屬機械其ノ他設備ノ名稱又ハ能力ヲ示ス標準、用途及箇數
- ホ 原動機ノ使用目的並作業終始時
- ヘ 燃料ノ種類及一日ノ最大消費見積高
- ト 除害設備ノ概要

六 圖 面

- イ 周圍ノ狀況
 - ロ 原動機並其ノ附屬機械其ノ他設備ノ配置
 - ハ 原動機ノ基礎
 - ニ 原動機室
- 七 原動機室ノ構造調書
- 八 原動機ノ構造調書
- イ 原動機ノ種類及基數
 - ロ 氣筒數及其ノ内徑並衝程
 - ハ 馬力數又ハ「キロワット」數
 - ニ 回轉數（毎分）
 - ホ 調速機ノ種類
 - ヘ 勢輪ノ材質、主要寸法並箇數

九 原動機ノ附屬機械其ノ他設備ノ構造調書

- イ 起動装置ノ概要
- ロ 冷却装置並冷却方法ノ概要
- ハ 排氣装置並排氣方法ノ概要
- ニ 瓦斯發生装置ノ概要
- ホ 燃料貯藏設備ノ概要

十 工事竣功期日

前項ノ外必要ト認ムル書類又ハ圖面ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第一項ノ副本ハ指令書ト共ニ之ヲ交付ス

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更セントスルトキハ豫

メ前條第一項各號ノ事項ヲ具シタル届書正副二通ヲ提出スベシ

但シ届出ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 原動機又ハ其ノ附屬機械ノ位置
- 二 原動機ノ附屬機械
- 三 原動機ノ使用目的並使用始終時

四 工事竣功期日

前項ノ副本ハ別記第一號様式ニ依ル原動機届済印ヲ押捺シテ之ヲ交付ス

原動機を設置せんとするときは許可を受けなければならぬ。又左ノ事項を變更するときも同様である。(令第二條)

- 1、原動機室の構造及床面積
- 2、除害設備
- 3、原動機の種類及基數
- 4、氣筒數其の内徑並衝程
- 5、馬力數又は「キロワット」數
- 6、回轉數(毎分)
- 7、調速機の種類
- 8、勢輪の材質、主要寸法並筒數

設置許可を受けんとするときは所定の事項を具した願書正副二通提出しなければならない。

然し次の事項の變更は工事に着手する以前に届出づれば宜しい。

(令第三條)

- 1、原動機又は附屬機械の位置
- 2、原動機の附屬機械
- 3、原動機の使用目的並使用始終時
- 4、工事竣功期日

届出の際は原動機設置の許可申請の場合と同様所定の事項を具した届書正副二通提出するのである。

三、竣功検査

第四條 工事竣功シタルトキハ届出デ検査ヲ受ケ別記第二號様式ニ依ル原動機検査證ヲ受クルニ非ザレバ之ル使用スルコトヲ得

ス
 原動機検査證ハ原動機ノ使用繼續中之ヲ設置地ニ保存スベシ
 原動機検査證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ速ニ其ノ事由ヲ具シ
 届出デ再交付ヲ受クベシ
 原動機ノ据付工事が完成したときは届出で検査を受け第二號様式
 に依る原動機検査證を受けなければ使用することが出来ない。

年 月 日	力出	種類	番号
	キ ロ ワ ツ ト 力	馬 力	第 一 號
警 視 廳 印	設置地		設置者氏名
	原動機検査證		

第二號様式(表面)

(横二一〇耗、縦一五〇耗)

第二號様式(裏面)

										年月日
										記載事項
										主務者 認印

四、 原動機取扱主任者の選任

第五條 原動機設置者ハ原動機使用開始前原動機取扱主任者ヲ選
 任シ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ又同ジ
 前項ノ届出ヲ爲サントスルトキハ履歷書添附シ届書正副二通ヲ
 提出スベシ
 前項書届ノ副本ハ別記第三項様式ニ依ル取扱主任選任届済印又

ハ別記第四號様式ニ依ル取扱主任變更届済印ヲ押捺シテ之ヲ交付ス

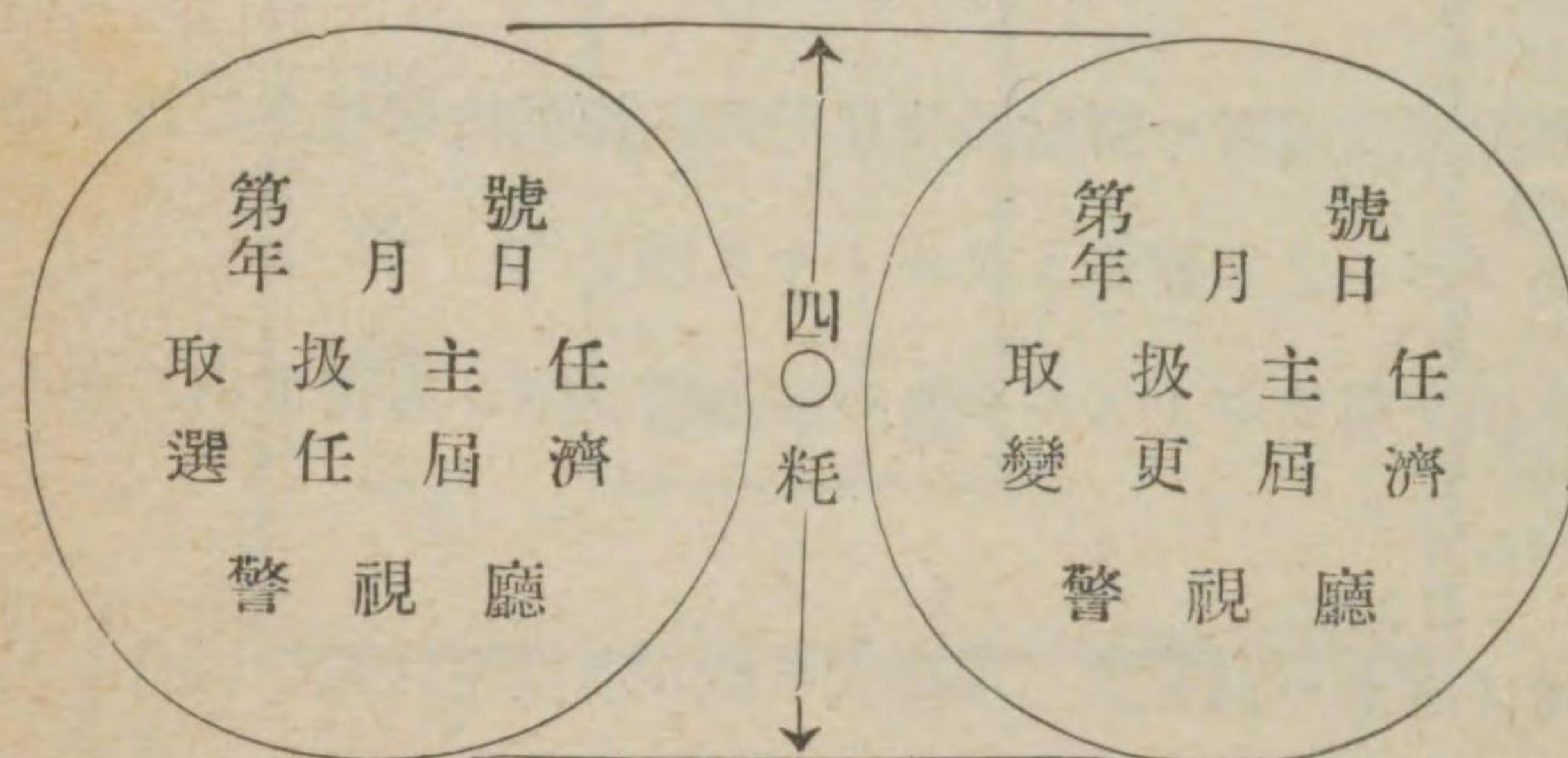
原動機取扱主任者ニシテ不適當ト認メタルトキハ其ノ改任ヲ命ズルコトアルベシ

原動機ノ竣功検査を受けただけで直ちに検査證ノ交附を受けることは出来ない。竣功検査を受けたはらば原動機取扱主任者を選任し其ノ履歴書を添へて届出で、當局に於て其れが適任者であると認められて始めて検査證ノ交付を受けられるのである。届出たる取扱主任を適任者と認めた場合は、届書ノ副本に第三號様式又は第四號様式ノ届済印を押捺して交付する。若し選任した原動機取扱主任者か不適當であると認めたときは當局は直ちに其ノ變更を命ずることが出来る。

原動機取扱主任者は汽罐取扱主任者の如く嚴重な詮衡を要しないから相當の經驗者であれば宜しい。

第三號様式

第四號様式



五、 移動式原動機の使用手續

第六條 移動式原動機ヲ設置地以外ニ於テ使用セントスルトキハ

使用前日迄ニ左ノ事項ヲ具シ使用地所轄警察署長ニ届出ヅベシ

- 一 原動機設置者ノ住所、氏名
- 二 原動機ノ種類
- 三 原動機取扱主任者ノ氏名
- 四 原動機検査證番號
- 五 原動機ノ使用場所、使用期間及使用始終時

本令ノ適用ある原動機を設置地を離れて使用する場合には使用地ノ所轄警察署長に届出づれば宜しい。

六、 原動機ノ設置が不許可になる場合

第七條 原動機ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ設置ヲ

許可セズ

- 一 破裂又ハ火災ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキ
- 二 著シク震動、騒音ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキ
- 三 其ノ他公共ノ利益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキ

原動機機が左ノ各號ノ一に該當するときは設置することを許可されない。

- 1、 破裂又は火災を生ずる虞ありと認むるとき
- 2、 著しく震動騒音を生ずるの虞ありと認むるとき
- 3、 其の他公共の利益を害するの虞ありと認むるとき

七、 工 事 中 の 検 査

第八條 工事ニ付特ニ指示シタルトキハ其ノ都度届出デ検査ヲ受クルニ非ザレバ爾後ノ工事ニ着手スルコトヲ得ズ
設置せんとする原動機を据付する場合地盤の悪い場所では特に基礎工事検査をすることもあるから工事に付き特に指示された場合には必ず検査を受け承認を求めた上でなければ爾後の工事に着手する事が出来ない。

八、 設 置 者 の 遵 守 事 項

第九條 原動機設置者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 原動機室又ハ原動機設置場所ニハ係員ノ外濫リニ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨見易キ箇所ニ掲示スルコト
- 二 原動機検査證及原動機取扱主任者ノ氏名ヲ原動機室又ハ原動機設置場所内ノ見易キ箇所ニ掲示スルコト
- 三 原動機ハ原動機取扱主任者ヲシテ取扱ハシメ又ハ現場ニ於テ監督ヲ爲サシムルコト

四 原動機ニ事故發生シタルトキハ原動機取扱主任者ヲシテ適宜ノ措置ヲ講ゼコメ即時届出ヅルコト

設置者は危険防止に關して重大なる責務を負ふものであるから常に周到の注意を拂ひ苟も原動機取扱主任者をして規則違反を強ふるが如き指揮に出てはならない。尙左の遵守事項を遵守しなければならない。

- 1、 原動機室又は原動機設置場所には係員の外濫りに立入ることを禁止し其の旨見易き箇所に掲示すること
- 2、 原動機検査證及原動機取扱主任者の氏名を原動機室又は原動機設置場所内の見易き箇所に掲示すること
- 3、 原動機は原動機取扱主任者をして取扱はしめ又は現場に於て監督を爲きしむること
- 4、 原動機に事故發生したるときは原動機取扱主任者をして適宜の措置を講ぜしめ即時届出づること

九、 原 動 機 室

(イ) 原動機設置場の制限

第十條 原動機ハ専用ノ建物又ハ別室若ハ適當ニ區劃セル場所ニ設置スベシ但シ作業ノ性質上已ムヲ得ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ原動機設置場所ハ採光及照明ヲ良好ニスベシ

必要アリト認ムルトキハ換氣又ハ防火ノ爲適當ナル設備ヲ命ズルコトアルベシ

原動機ハ勢輪調帶其ノ他回轉或ハ往復運動する部分が多いから原動機に關する知識を持たぬ者が接近することを防止し係員のみにて運轉を爲さしむべきであるから別建物内に設置して他との交渉を斷つことが望ましい。若し別建物に設置することが困難な場合には別室内に設置するか或ハ柵圍を以て區畫する必要がある然し原動機が機械其ノ他の設備に附屬してゐて分離することの出来ないものは此の限でない。

原動機室その他設置場は危險防止上採光を良好にする必要がある若し原動機室の配置の都合上採光を充分にすることが困難な場合には照明に依て之を補ふ必要がある。又引火し易い油類を多量に使用するから火災防止の爲め適當な施設を爲すことす肝要である

(ロ) 出入口の制限

第十一條 原動機室ニハ二以上ノ出入口ヲ設クベシ但シ避難ニ支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出入口ノ扉ハ外開戸又ハ引戸ト爲スベシ

原動機室には二以上の出入口を設けなければならぬ。然し避難に立障を來さないものと認めた場合は出入口は一つで差支へない。

出入口に設ける扉は外開戸か又は引戸と爲さねばならぬ。

十、原動機の検査

第十二條 當該官吏原動機ヲ検査又ハ臨檢セントスルトキ若ハ検査ニ必要ナル準備ヲ命ジタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三條 原動機設置者又ハ原動機管理人及原動機取扱主任者ハ本令ニ依ル検査ニ立會シ當該官吏ノ指揮ニ從フベシ

第十四條 當該官吏検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 原動機ヲ運轉スルコト
- 二 原動機ヲ解体スルコト
- 三 原動機ヲ移動スルコト
- 四 壓力槽ニ在リテハ鑿ヲ抽出シ槽材ニ穿孔スルコト
- 五 水壓試験ヲ施行スルコト
- 六 其ノ他必要ナル事項

検査は原動機の構造状態竝に附屬設備の要部を點檢するのであるが検査が充分に行はれぬ場合は左の準備を命ずることがある。若し検査官からその準備を命ぜられたならば直に之に應じ萬遺漏なきを期す可きである。 (令十二、十四條)

- 1、原動機を運轉すること
- 2、原動機を解体すること
- 3、原動機を移動すること

- 4、 壓力槽の鋏を抽出し又は槽材に穿孔すること（主として空氣受槽に適用する）
- 5、 水壓試験を施行すること（主として空氣受槽に適用する）
- 6、 其の他必要なる事項

原動機の検査を受ける際に原動機設置者又は原動機管理人及び原動機取扱主任者は立會つて検査官の指揮に従はねばならぬ

（令十三條）

十一、 原動機の使用權を承繼したときの手續

第十五條 原動機ノ使用權ヲ承繼シタル者ハ住所、氏名、生年月日ヲ記シ双方連署ノ上原動機検査證ヲ添附シ十日以内ニ届出ヅベシ但シ連署シ能ハザルトキ又ハ原動機検査證ヲ添附シ能ハザルトキハ其ノ旨届書ニ附記シ其ノ事由ヲ確認スルニ足ルベキ書類ヲ添附スベシ

相續ニ因ル承繼アリタルトキハ相續人ハ相續開始ノ事實ヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ原動機検査證ヲ添附シ其ノ旨届出ツベシ

原動機の使用權を承繼したときは住所、氏名、生年月日を記入し被承繼人と連署の上原動機検査證を添附し契約成立後十日以内に届出でなければならぬ。若し連署することの出来ぬ場合又は検査

證を添附し得ないときは其の事情を詳細届書に附記しその事由を確認するに足る書類を添附することが必要である。

相續に因る承繼であるならば相續人は相續開始の事實を知つた日より三十日以内に検査證を添附し承繼届を提出しなければならぬ

十二、 管理人の選任

第十六條 原動機設置者自ラ原動機ヲ管理スルコト能ハザルトキハ原動機ニ關スル一切ノ權限ヲ有スル原動機管理人ヲ選任シ左ノ事項ヲ具シ原動機検査證ヲ添附シ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ又同ジ

- 一 原動機設置者ノ住所、氏名、生年月日
- 二 原動機設置地地名番號
- 三 原動機管理人ノ住所、氏名、生年月日
- 四 原動機検査證番號
- 五 選任契約書ノ寫
- 六 原動機管理人ノ履歷書

工場法、汽罐取締令、工場取締規則又ハ「セルロイド」工場取締規則ニ依リ選任セラレタル管理人ハ本令ニ依ル原動機管理人ト看做ス

前項ニ該當スル事實アリタルトキハ第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ原動機検査證ヲ添附シ遲滯ナク届出ヅベシ

第一項及第二項ノ原動機管理人不適當ト認メタルトキハ其ノ改任ヲ命ズルコトアルベシ

原動機管理人ハ本令ノ適用及本令ノ規定ニ基キテ發スル命令ノ遵守ニ付テハ原動機設置者ニ代ルモノトス

原動機設置者が自ら原動機の管理の出来ぬ場合は管理人をおき一切の権限を委ねることが出来る他の法令に規定する管理人との便宜を考慮し工場法汽罐取締令工場取締規則セルロイド工場取締規則の規定による工場管理人を其の儘本令の原動機管理人として認める事になつた。

十三、 原動機の廢止及各種事項變更の届出

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク届出ヅベシ

- 一 原動機設置者又ハ原動機管理人ノ住所、氏名ニ變更アリタルトキ
- 二 法定代理人、補佐人又ハ夫ニ變更アリタルトキ
- 三 事業又ハ營業ノ種別、工場名又ハ屋號名其ノ他之ニ類スル名稱又ハ原動機設置地名番號ニ變更アリタルトキ
- 四 原動機ヲ廢止シタルトキ

前項第一號、第三號及第四號ノ届出ニハ原動機検査證ヲ添附スベシ

下記の事項に該當するときは遅滯なく届出なければならない。

- 1、 原動機設置者又は原動機管理人の住所、氏名に變更のあつたとき
- 2、 法定代理人、保佐人又は夫に變更のあつたとき
- 3、 事業又は營業の種別、又は屋號名其の他之に類する名稱又は原動機設置地名番號に變更のあつたとき
- 4、 原動機を廢止したとき

以上の事項の届出の場合は原動機検査證を添附しなければならない

十四、 事故發生の届出

第十八條 原動機設置場所ニ於テ火災、破裂、倒壞其ノ他ノ事故發生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滯ナク届出ヅベシ、但シ工場法施行規則第二十六條、汽罐取締令第二十條、工場取締規則第十五條及「セルロイド」工場取締規則第二十一條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ニ限ニ在ラズ

- 一 原動機設置者ノ住所、氏名
- 二 原動機設置地地名番號
- 三 事故發生ノ日時及場所
- 四 事故ノ原因及發生ノ狀況
- 五 被害ノ狀況及損害見積高
- 六 死傷者ノ氏名、男女別及年齢

原動機設置地に於て火災、破裂、倒壞其の他の事故發生したると

きは本令の規定した事項を具し遅滞なく警視總監に届出でなければならぬ然し乍ら工場法施行規則第二十六條汽罐取締令第二十條工場取締規則第十五條及「セルロイド」工場取締規則第二十一條の規定によつて災害事故報告を提出したものは改めて本令の規定に依て同様の報告を提出するには及ばない。

十五、 原動機の使用に關し危害を生じ公益を害する虞ある場合

第十九條 原動機ノ使用ニ關シ危害ヲ生ジ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ原動機設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲ニ必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトアルベシ

原動機を使用する事によつて危害を生じたり又は公益を害する虞があると認められた場合には原動機設置者に對して除害や豫防の爲に必要な施設を命ぜられたり又は其の使用を制限、若くは禁止されることがある。

十六、 失効處分を命ぜられる場合

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ハ之ヲ取消スルコトアルベシ

- 一 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 二 竣功期日ヲ經過シ仍工事竣功セザルトキ
- 三 原動機設置者ノ所在不明三箇月以上ニ亙リタルトキ
- 四 原動ノ使用權ヲ喪失シタルトキ
- 五 法定代理人、補佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキ

第二十一條 工事竣功期日經過後六箇月以内ニ竣功セザルトキハ原動機設置ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

失効處分を命ぜられる場合が二つある、其の一は本令に依る許可又は認可を取消される場合であつて左記の一に該當した場合である。即ち

- 1、 本令に依る願届に虚偽の事項を記載したとき。
- 2、 竣功期間を經過し仍工事が竣功しないとき
- 3、 設置者の所在不明九十日以上に亙つたとき。
- 4、 原動機の使用權を失つたとき
- 5、 法定代理人、保佐人又は夫の同意若は許可を取消されたとき

き (令第二十條)

又他の一は効力消滅の場合であつて之は竣功期日經過後六ヶ月以内に竣功しないと設置の許可は其の効力を失ふのである。

(令第二十一條)

十七、 願届書は所轄警察署長へ

第二十二條 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ハ第六條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外原動機設置地所轄警察署長ヲ經由シ警視總監ニ提出スベシ

本令に取つて警視總監へ提出する願書も届書も總て原動機設置地の所轄警察署長へ提出することになつて居る。

十八、 願届書ニ連署を要する場合

第二十三條 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ハ未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ補佐人、妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス

本令の規定に依つて提出する書類で設置者が未成年者又は禁治産者ノときは法定代理人準禁治産者ノときは保佐人、妻ノときは夫の連署が必要である。

十九、 書類の保存期間

第二十四條 原動機設置者ハ本令ノ規定ニ依リ提出シタル書類ニシテ第二條、第三條及第五條ノ規定ニ依ル願書又ハ届書ノ副本ハ原動機ノ使用繼續中、其ノ他ノ書類ハ謄本ヲ作成シ二箇年間之ヲ原動機設置地ニ保存スベシ

原動機の設置、設備の増設、變更、原動室に關する願書等の令第二條及第三條による願書又は届書及原動機取扱主任者に關する令第五條による届書の副本は原動機の使用繼續中之を設置地に保存しなければならない。又名義變更、設置地の地名番地の變更、原動機管理人の選任届、原動機の使用權繼承届等の令第十五條乃至十八條の規定による届書は謄本を作成して之を二箇年間設置地に保存すれば宜しい。

二〇、 併願に關する規定

第二十五條 本令ニ規定スル事項ニ付他ノ法令ニ依リ警視總監ノ許可又ハ認可ヲ要スル場合ニ於テ本令ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ法令ノ規定ニ依ル願書又ハ届書ニ本令ニ規定スル事項ヲ併セ具スルコトヲ得

本令に規定する事項に付き他の法令に依て警視總監の許可又は認可を要する場合に於て本令の規定に依り許可又は認可を受けんとするときは其の法令に依る願書又は届書に本令に規定する事項を併せ具することが出来る。

二一、 罰則

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科罰ニ處ス

一 第二條、第四條、第八條、第九條、第十一條乃至第十三條及第二十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第三條、第五條第一項、第六條、第十五條、第十六條第一項、同第三項、第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ若ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載シ爲シタル者

三 第五條第四項、第十條第三項、第十四條、第十六條第四項及第十九條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ處分ニ違反シタル者

第二十七條 原動機設置者又ハ原動機管理人ハ其ノ代理人、戸主家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十八條 本令ニ依ル罰則ハ原動機管理人ヲ選任シタル場合ニ在リテハ原動機管理人ニ、法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

原動機管理人ノ選任アル場合ト雖違反行爲ニシテ原原機設置者ノ指揮ニ出デタルトキハ原動機設置者ヲモ處罰ス

第二十九條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ之ハ處罰ス

罰則ハ汽罐取締令と略同様につき汽罐取締令罰則を参照されし

二ニ 舊規則により許可又は認可を受けたるもの

第三十二條 昭和七年六月警視廳令第十七號原動機取締規則ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

昭和七年六月警視廳令第十七號原動機取締規則ニ依リ許可又は認可を受けたるものは其の儘本令によつて許可を受けたものと看做される事になつた。

汽
罐
取
締
令

汽罐取締令

(昭和十年四月内務省令)

第一章 總 則

第一條 本令ニ於テ汽罐ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 密閉セル容器ニシテ専ラ大氣壓ヨリ高キ壓力ノ蒸汽ヲ發生スル汽罐
- 二 密閉セル容器ニシテ其ノ罐水ノ溫度ヲ上昇セシメテ容器外ニ給湯スル温水罐
- 三 密閉セル容器ニシテ蒸汽ヲ發生シ又ハ之ニ蒸汽ヲ送入シテ直接物品ヲ加熱スル蒸罐

第二條 本令ニ於テ傳熱面積ト稱スルハ汽罐ノ一面ガ熱ガスニ觸レ他ノ面ガ水ニ觸ルル部分ヲ熱ガスノ觸ルル側ニ於テ測レル面積ヲ謂フ

本令ニ於テ爐格面積ト稱スルハ汽罐ノ燃料焚燒ヲ目的トスル火格子ノ有効面積ヲ謂フ
本令ニ於テ制限壓力ト稱スルハ汽罐ノ最高使用ゲージ壓力ヲ謂フ

第三條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ之ヲ適用セズ

- 一 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑三百糎以下、長六百糎以下又

第五條

汽罐ヲ設置セントスル者ハ汽罐毎ニ別記第一號様式ニ依ル願書正副二通ニ別記第二號様式ニ依ル汽罐明細書二通（先ニ罐體検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ罐體検査済ノ印ヲ押捺シアル汽罐明細書及其ノ寫）ヲ添ヘ設置地（移動式汽罐ニ在リテハ其ノ主タル作業事務所所在地以下之ニ同ジ）地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ許可ヲ受クベシ

第六條

汽罐ハ罐體検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ
前項ノ罐體検査ニ於テ行フ水壓試験ノ水壓力ハ左ノ各號ニ依ル

一 制限壓力四・三疋平方糎ヲ超ユルトキハ其ノ壓力ノ一・三倍ニ三疋平方糎ヲ加ヘタル壓力

二 制限壓力一疋平方糎ヲ超エ四・三疋平方糎以下ナルトキハ其ノ壓力ノ二倍ノ壓力

三 制限壓力一疋平方糎以下ナルトキハ二疋平方糎ノ壓力

四 制限壓力以上ノ壓力ヲ受クルノ虞ナキ温水罐ニ在リテハ其ノ壓力ニ一疋平方糎ヲ加ヘタル壓力

第七條

罐體検査ヲ受ケントスル者ハ汽罐毎ニ別記第三號様式ニ依ル願書ニ別記第二號様式ニ

ハ傳熱面積一平方米以下ノモノ

二 傳熱面積三・五平方米以下ノ汽罐ニシテ大氣ニ開放セル蒸汽管又ハ水頭壓五米以下ノ豎管ヲ有シ其ノ管ノ内徑二十五糎以上ノモノ

三 水頭壓十米以下ノ温水罐ニシテ爐格面積〇・五平方米以下、傳熱面積八平方米以下ノモノ

四 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ蒸罐ニシテ罐胴ノ内徑五百糎以下、長千糎以下又ハ内容積〇・二立方米以下ノモノ

五 炊事用高壓釜

第四條

左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ第三十一條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

一 制限壓力四疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑七百五十糎以下、長千三百糎以下又ハ傳熱面積三平方米以下ノモノ

二 水頭壓二十米以下ノ温水罐ニシテ爐格面積一平方米以下又ハ傳熱面積十四平方米以下ノモノ

三 蒸 罐

汽罐設置者ニ變更アリタルトキハ承繼者ハ十日以内ニ設置地地方長官ニ届出デ汽罐検査證ノ書換ヲ受クベシ

汽罐検査證ヲ滅失シ亦ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ設置地地方長官ニ申請スルコトヲ得

第十條

汽罐設置者汽罐亦ハ其ノ設備ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル部分ヲ修繕亦ハ變更セントスルトキハ別記第八號様式ニ依ル願書正副二通ニ汽罐検査證ヲ添ヘ設置地地方長官ノ許可ヲ受クベシ汽罐ノ制限壓力又ハ水頭壓ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 汽罐ノ罐胴、爐筒、火室、鏡板、冠板、管板及控
- 二 焚燒裝置
- 三 汽罐ノ据付基礎

第十一條

前條第一號ノ部分ノ修繕又ハ變更工事竣功シタルトキハ別記第九號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ修繕又ハ變更検査ヲ受クベシ

汽罐ハ前項ノ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十二條

汽罐検査ノ有効期間ハ一年トス但シ汽罐ノ構造又ハ管理ノ狀況ニ依リ地方長官ハ之

依ル汽罐明細書二通（第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲シタル地方長官ノ罐體検査ヲ受ケントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ）ヲ添ヘ汽罐所在地地方長官ニ申請スベシ
罐體検査ニ合格シタルトキハ汽罐ニ別記第四號様式ニ依ル刻印ヲ押刻シ汽罐明細書一通ニ別記第五號様式ニ依ル罐體検査済ノ印ヲ押捺シ之ヲ交付ス

前項ノ汽罐明細書ノ記載事項ニ變更アルタルトキハ速ニ書換ヲ受檢地地方長官ニ申請スベシ第二項ノ汽罐明細書ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ受檢地地方長官ニ申請スルコトヲ得

第八條

汽罐設置工事竣功シタルトキハ汽罐毎ニ別記第六號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ竣功検査ヲ受クベシ

竣功検査ニ合格シタルトキハ別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス

移動式汽罐ニ付テハ第一項ノ竣功検査ヲ省略シ先ニ第五條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ罐體検査ニ合格シタル際先ニ罐體検査ニ合格シタルモノニ在リテハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ際別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス

第九條

汽罐ハ汽罐検査證ノ交付ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

内務大臣汽罐検査員ガ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消
スコトヲ得

第十五條 汽罐ノ検査ヲ受ケントスルトキハ罐體ヲ冷却シ煙道ヲ掃除シ其ノ他受檢ニ必要ナル
準備ヲ爲シ置クベシ

第十六條 汽罐設置者又ハ汽罐取扱主任者ハ検査ニ立會シ當該官吏ノ指揮ニ從フベシ

第十七條 當該官吏検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

- 一 汽罐ノ被覆物ノ全部又ハ一部ヲ取除クコト
- 二 汽罐ヲ移動スルコト
- 三 鋌若ハ管ヲ抽出シ又ハ罐材ニ穿孔スルコト
- 四 水壓試験ヲ施行スルコト
- 五 鑄鐵製汽罐ニ付テハ解體スルコト
- 六 其ノ他必要ナル事項

第十八條 汽罐設置者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 汽罐室其ノ他汽罐ノ設置場所ニハ係員ノ外濫リニ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨見易キ

ヲ短縮シ又ハ延長スルコトヲ得

第十三條 汽罐検査ノ有効期間滿了後引續キ汽罐ヲ使用セントスルトキハ有効期間滿了前別記

第十號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ更新検査ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ臨時ニ汽罐ノ検査ヲ行フコトヲ得

地方長官前二項ノ検査ヲ行フトキハ別記第十一號様式ニ依リ豫メ期日ヲ指定シテ之ヲ
通知ス

第十四條 汽罐ニシテ内務大臣ノ指定スル保險業者ノ保險ニ付シタルモノニ付テハ地方長官ハ

前條第一項ノ更新検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更新検査ヲ省略セラレタル汽罐ニ付保險契約ノ終了又ハ解除アルト
キハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ保險業者ノ保險ニ付シタルトキハ十日以内ニ別記第十二號様式ニ依リ設置地
地方長官ニ届出ツベシ其ノ保險契約ノ更新、終了又ハ解除アリタルトキ亦同ジ

第一項ノ保險業者汽罐ノ検査ニ從事スル汽罐検査員ヲ選任セントスルトキハ内務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ再使用検査ヲ受ケントスルトキハ別記第十三號様式ニ依リ設置地地方長官ニ申請スベシ

第二十條 汽罐ノ設置場所ニ於テ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準ズル事故發生シタルトキハ汽罐設置者ハ別記第十四號様式ニ依リ遲滯ナク設置地地方長官ニ届出ヅベシ但シ工場法施行規則第二十六條ノ規定ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 汽罐設置者ハ汽罐ニ付一切ノ權限ヲ有スル汽罐管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ汽罐管理人ヲ選任セントスルトキハ汽罐設置者ハ汽罐管理人連署ノ上設置地地方長官ノ認可ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

汽罐管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ汽罐設置者ニ代ルモノトス

第二十二條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ汽罐ノ設置所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第二十三條 地方長官ハ汽罐ノ使用ニ關シ危害ヲ生ジ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルト

キハ汽罐設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲ニ必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

箇所ニ揭示スルコト

二 汽罐検査證並ニ汽罐取扱主任者ノ資格及氏名ヲ汽罐室其ノ他汽罐設置場所内ノ見易キ箇所ニ揭示スルコト但シ移動式汽罐ニ在リテハ汽罐取扱主任者ヲシテ之ヲ携帯セシムルコト

三 汽罐取扱主任者ヨリ汽罐ノ構造装置ノ缺陷ニ付告知ヲ受ケタルトキハ直ニ危害防止ニ付必要ナル措置ヲ爲スコト

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ汽罐設置者ハ遲滯ナク設置地地方長官ニ届出ヅベシ

一 汽罐ノ使用ヲ廢止セントスルトキ

二 一年以上汽罐ノ使用ヲ休止セントスルトキ

前項第一號ノ場合ハ汽罐設置者ハ汽罐検査證ヲ返納スベシ

第一項第二號ノ汽罐ヲ再ビ使用セントスルトキハ遲滯ナク設置地地方長官ニ届出ヅベシ

前項ノ場合ニ於テ汽罐検査ノ有効期間滿了後ナルトキハ再使用検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 汽罐ノ据付位置ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 汽罐ノ外側ト天井又ハ屋根裏トノ間ニハ百二十糎以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ安全弁其ノ他ノ装置ノ検査及取扱ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 罐體ヲ露出セル汽罐又ハ堅型汽罐ニ在リテハ前號ノ外其ノ外側ト壁體トノ間ニ四十五糎以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ罐胴ノ直徑五百糎以下ニシテ長千糎以下ノモノニ在リテハ三十糎迄短縮スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條 露出セル汽罐ノ外側又ハ金屬性煙突若ハ煙筒ヨリ十二糎以内ニ在ル可燃性材料ハ金屬以外ノ不燃性材料ヲ以テ適當ニ被覆スベシ

汽罐室又ハ汽罐設置場所ニ燃料ヲ貯藏スル場合ニハ汽罐外側ヨリ百二十糎以上ノ距離ヲ保有セシムベシ但シ防火ノ爲適當ナル障壁ヲ設クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 汽罐室ニハ二以上ノ出入口ヲ設クベシ但シ避難ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 本章ノ規定ハ移動式汽罐ニハ之ヲ適用セズ

第二十四條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニ依ル許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 二 汽罐設置者ノ所在不明三月以上ニ亘リタルトキ
- 三 汽罐ノ使用ヲ引續キ三年以上休止シタルトキ

第二章 汽罐の構造

第二十五條 汽罐ハ告示ヲ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノナルコトヲ要ス

應張力又ハ應曲力ヲ生ズル部分ニ付熔接ヲ行ヒタル汽罐ハ熔接ノ設備、設計、施行方法及熔接者ニ付熔接着手前汽罐熔接地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス
地方長官支障ナシト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三章 汽罐室

第二十六條 汽罐ハ専用ノ建物又ハ適當ニ區劃セル場所ニ之ヲ設置スベシ但シ已ムヲ得ザル場

- 一 汽罐構造（設計材料ニ關スル事項ヲモ含ム）
- 二 汽罐取扱方法
- 三 燃料及燃燒
- 四 汽罐取締ニ關スル法規

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ一級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

- 一 工業學校ニシテ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ機械又ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者
 - 二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者
 - 三 二級汽罐士免許ヲ受ケ二年以上汽罐取扱ニ從事シタル者
- 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ二級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 前項第一號ニ定ムル以外ノ工業學校ニ於テ機械若ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ

第四章

汽罐士及汽罐取扱主任者

第三十一條 汽罐士免許ヲ受ケタル者（以下單ニ汽罐士ト稱ス）ニ非ザレバ汽罐ノ取扱ニ從事スルコトヲ得ズ但シ汽罐士ノ指揮監督ノ下ニ補助トシテ作業ニ從事スル者ハ此ノ限ニ在ラス

汽罐士免許ヲ分チ一級汽罐士免許及二級汽罐士免許ノ二種トス

第三十二條 汽罐士免許ハ汽罐士試験ニ合格シ且一級汽罐士免許ニ在リテハ一年以上、二級汽罐士免許ニアリテハ六月以上汽罐取扱ノ作業ニ從事シタル者ニ之ヲ與フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ與ヘズ

- 一 女子又ハ十八歳未満ノ者
- 二 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者
- 三 汽罐士免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者
- 四 其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

第三十三條 汽罐士試験ハ左ノ各號ノ科目ニ關シ之ヲ行フ

前項ノ處分ノ受ケタルトキハ遲滯ナク汽罐士免許證ヲ返納スベシ

汽罐士免許ノ停止期間滿了シタルトキハ汽罐士免許證ヲ還付ス

第三十八條 汽罐士免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ別記第十九號ニ依リ免許ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スルコトヲ得

第三十九條 汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者ヲ選任スベシ

前項ノ汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ニ該當スル者ナルコトヲ要ス但シ第四條ノ汽罐ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七疋平方糎以上ノモノニ在リテハ一級汽罐士

二 其ノ他ノモノニ在リテハ一級汽罐士又ハ二級汽罐士

汽罐設置者第一項ノ規定ニ依リ汽罐取扱主任者ヲ選任シタルトキハ其ノ履歷書及汽罐士免許證ノ寫(前項但書ノ場合ヲ除ク)ヲ添ヘ設置地地方長官ニ届出ツベシ

地方長官汽罐取扱主任者ガ其ノ職務ヲ行フニ適當ナリト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

修メ之ヲ卒業シタル者又ハ地方長官ノ指定シタル青年學校ニ於テ汽罐ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

第三十五條 汽罐士試験ヲ受ケントスル者ハ別記第十五號様式ニ依リ受験地地方長官ニ願出ヅベシ

汽罐士試験ニ合格シタルトキハ別記第十六號様式ノ汽罐士試験合格證書ヲ交付ス

第三十六條 汽罐士免許ヲ受ケントスル者ハ別記第十七號様式ニ依リ前條ノ試験ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スベシ

地方長官汽罐士免許ヲ與ヘタルトキハ別記第十八號様式ノ汽罐士免許證ヲ交付ス

第三十七條 汽罐士左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官其ノ免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

一 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準ズル事故ヲ惹起シタルトキ

二 第三十二條第二號又ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキ

三 汽罐取扱主任者タル汽罐士第四十條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

スル者ハ別表第二號ニ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十三條 前二條ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ之ヲ貼付スベシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ但シ第三十四條ノ規定ニ依リ汽罐士試験ノ全部ヲ省略シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 罰 則

第四十四條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

- 一 第五條（汽罐設置許可）、第六條第一項（罐體検査）、第九條第一項（汽罐検査證）第十條（汽罐修繕、變更許可）、第十一條第二項（汽罐修繕、變更検査）、第十四條第四項（汽罐検査員ノ認可）、第十五條（汽罐検査ノ準備）、第十六條（汽罐検査ノ立會）、第十八條（汽罐設置者ノ遵守事項）、第十九條第四項（汽罐再使用検査）、第二十六條乃至第二十九條（汽罐室）、第一條第一項（汽罐士免許）、第三十九條第一項（汽罐取扱主任者ノ選任）及第四十條（汽罐取扱主任者ノ遵守事項及汽罐設置者ノ義務）ノ規定ニ違反シタル者

第四十條 汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 水面測定装置ハ一日ニ一回以上其ノ機能ヲ検査スルコト
 - 二 罐水ノ汚濁ニ注意シ適宜排水ヲ行フコト
 - 三 給水装置ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト
 - 四 安全弁ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト
 - 五 汽罐検査證ニ記載シタル制限壓力ヲ超エテ蒸汽壓ヲ上昇セシメザルコト
 - 六 危害豫防ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スコト
- 汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者ガ前項各號ノ事項ヲ遵守スルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第五章 手 数 料

第四十一條 汽罐設置者第七號第一項（罐體検査）、第八條第一項（竣功検査）、第十一條第

一項（修繕、變更検査）、第十三條第一項（更新検査）又ハ第十九條第五項（再使用検査）ノ検査ヲ受ケントスルトキハ別表第一號ニ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十二條 汽罐士試験ハ汽罐士免許ヲ受ケントスル者又ハ汽罐士免許證ノ再交付ヲ受ケント

在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 附 則

第四十九條 本令ハ昭和十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 地方長官ハ本令施行ノ際汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ設置又ハ修繕ノ許可申請中ノ汽罐ニ付テハ本令ノ規定ニ拘ラズ從前ノ規定ニ依リ處分スルコトヲ得
前項ノ處分ハ本令ニ依リ處分シタルモノト看做ス

第五十一條 本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ検査若ハ試験又ハ許可ヲ受ケタル汽罐ハ本令ニ依リ検査又ハ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依ル汽罐検査ノ有効期間ハ之ヲ變更セズ但シ本令施行後一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五十二條 本令施行ノ際現ニ許可又ハ検査ヲ要セズシテ使用スル汽罐ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ許可又ハ検査ヲ受クルヲ要スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者、

第十七條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ命令ニ從ハザル者又ハ第二十三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者

第四十五條 第七條第三項（汽罐明細書書換手續）、第九條第二項（汽罐設置者變更手續）、

第十四條第三項（保險契約及其ノ更新、終了又ハ解除ノ届出）、第十九條第一項乃至

第三項（汽罐使用ノ廢止又ハ休止ノ届出、汽罐検査證ノ返納及汽罐再使用ノ届出）、

第二十條（事故ノ届出）、第三十七條第二項（汽罐士免許證ノ返納）及第三十九條第

三項（汽罐取扱主任者ノ届出）ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十六條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ

答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

第四十七條 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十八條 本令ニ依ル罰則ハ汽罐管理人ヲ選任シタル場合ニ在リテハ汽罐管理人ニ、法人ニ

(第一號様式)

(縦二六糎、横三七糎)

汽 罐 設 置 願

左記汽罐設置致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日 設置者

氏 名 ①

(地方長官)殿

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地名番號、市街地建築物 法ニ依ル地域並地區
三	設置者住所氏名、生年月日(法 人ノ場合ニ在リテハ名稱、主 ル事務所所在地代表者氏名)
四	敷地周圍ノ狀況
五	汽罐室(蒸罐設置室)ノ構造及 床面積
六	使用ノ目的
七	一日ノ最長使用時間
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見 積量
九	焚火方法

ノ規定ニ拘ラズ従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第五十三條 本令施行ノ際現ニ汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ従事スル者ハ

本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラズ従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ關スル資格ニ付地方長官
ノ證明若ハ免許ヲ有スル者又ハ本令施行前一年以上汽罐ノ取扱ニ従事シタル者ハ本令
施行ノ日ヨリ一年以内ニ本人ノ申請アリタル場合ニ限り第二十二條ノ規定ニ拘ラズ左
ノ區別ニ從ヒ汽罐士免許ヲ與フ

一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七疋平方糎以上ノ汽罐ノ取
扱ニ付資格又ハ免許アル者又ハ其ノ取扱主任者ニハ一級汽罐士

二 其ノ他ノ者ニ在リテハ二級汽罐士

第三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ在リテハ第四十二條ノ規定ニ依ル手数料ハ之ヲ徵收セズ

左記汽罐設置致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日

設置者

氏 名 ㊟

(地方長官) 殿

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地名番號、市街地建築物法ニ依ル地域並地區
三	設置者住所氏名、生年月日(法人ノ場合ニ在リテハ名稱、主タル事務所所在地代表者氏名)
四	敷地周囲ノ狀況
五	汽罐室(蒸罐設置室)ノ構造及床面積
六	使用ノ目的
七	一日ノ最長使用時間
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見積量
九	焚火方法
一〇	汽罐ノ据付及其ノ基礎並ニ煙道ノ構造
一一	汽罐附屬設備ノ種類、構造、基數及配置
	(イ) 給水装置ノ種類、能力ヲ示ス標準及箇數
	(ロ) 過熱器ノ材料、主要寸法及蒸汽溫度
	(ハ) 過熱方法ノ概要
	(ニ) 給水加熱装置ノ概要
	(ホ) 空氣加熱装置ノ概要
	(ヘ) 給水加熱槽ノ材料、主要寸法及接手ノ種類
	(ト) 機械的通風装置ノ概要並ニ主要寸法又ハ能力ヲ示ス標準
	(チ) 焚燒装置ノ概要
一二	煙突ノ構造、種別及主要寸法
	(イ) 煙突ノ構造
	甲 鐵板製
	乙 鐵筋コンクリ
	丙 其ノ他
	(ロ) 煙突ノ避雷設備ノ構造概要
	(ハ) 煙突ト連絡スル汽罐ノ種類、型式及基數並ニ其ノ爐格面積又ハ窯爐ノ種類及其ノ基數並ニ其ノ爐格面積
一三	工事竣功期日

備考 一 移動式汽罐ニ在リテハ第二號欄ニ主タル作業事務所ヲ記入スルコト

二 ×印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト

三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ

四 願ニ關係ナキ事項ハ省略スルコトヲ得

五 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

六 同一型式ノモノニ基以上設置スル場合ニ於テハ一基ニ付詳記シ他ハ省略スルコトヲ得

(第一號樣式)

(縱二六種、横三七種)

汽罐設置願

左記汽罐設置致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日

設置者

氏 名 ⑩

(地方長官)殿

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地名番號、市街地建築物 法ニ依ル地域並地區
三	設置者住所氏名、生年月日(法 人ノ場合ニ在リテハ名稱、主 ル事務所所在地代表者氏名)
四	敷地周圍ノ狀況
五	汽罐室(蒸罐設置室)ノ構造及 床面積
六	使用ノ目的
七	一日ノ最長使用時間
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見 積量
九	焚火方法
一〇	汽罐ノ据付及其ノ基礎並ニ煙道 ノ構造
一一	汽罐附屬設備ノ種類、構造、基 數及配置
	(イ) 給水装置ノ種類、能力ヲ 示ス標準及箇數
	(ロ) 過熱器ノ材料、主要寸法 及蒸汽溫度
	(ハ) 過熱方法ノ概要
	(ニ) 給水加熱装置ノ概要
	(ホ) 空氣加熱装置ノ概要
	(ヘ) 給水加熱槽ノ材料、主要 寸法及接手ノ種類
	(ト) 機械的通風装置ノ概要並 ニ主要寸法又ハ能力ヲ示 ス標準
	(チ) 焚燒装置ノ概要
一二	煙突ノ構造、種別及主要寸法
	(イ) 煙突ノ構造 甲 鐵板製 乙 鐵筋コンクリ 丙 其ノ他
	(ロ) 煙突ノ避雷設備ノ構造概 要
	(ハ) 煙突ト連絡スル汽罐ノ種 類、型式及基數並ニ其ノ 爐格面積又ハ窯爐ノ種類 及其ノ基數並ニ其ノ爐格 面積
一三	工事竣功期日

備考 一 移動式汽罐ニ在リテハ第二號欄ニ主タル作業事
務所ヲ記入スルコト

二 ×印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スル
コト

三 本樣式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモ
ノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ

四 願ニ關係ナキ事項ハ省略スルコトヲ得

五 本樣式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ
設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

六 同一型式ノモノニ基以上設置スル場合ニ於テハ
一基ニ付詳記シ他ハ省略スルコトヲ得

(第一號樣式甲) (鋼製汽罐) (蒸罐ヲ除ク)
 (縱二六種、横三七種)

汽罐明細書

一	汽罐ノ種類及型式
二	制限壓力又ハ水頭壓
三	汽罐ノ構造
(イ)	爐格面積
(ロ)	傳熱面積
(ハ)	罐胴ノ材料、最大内徑及板ノ厚
(ニ)	爐筒又ハ火室板ノ材料、最大内徑、環長及板ノ厚
(ホ)	鏡板、冠板及管板ノ材料形狀並ニ板ノ厚
(ヘ)	目板ノ材料及板ノ厚
(ト)	控ノ材料、種類及徑又ハ厚
甲	縱接手ノ種類、 兵列數、兵口徑

(第二號様式甲) (鋼製汽罐) (蒸罐ヲ除ク)
 (縱二六種、横三七種)

汽罐明細書

一	汽罐ノ種類及型式
二	制限壓力又ハ水頭壓
三	汽罐ノ構造
(イ)	爐格面積
(ロ)	傳熱面積
(ハ)	罐胴ノ材料、最大内徑及板ノ厚
(ニ)	爐筒又ハ火室板ノ材料、最大内徑、環長及板ノ厚
(ホ)	鏡板、冠板及管板ノ材料形状並ニ板ノ厚
(ヘ)	目板ノ材料及板ノ厚
(ト)	控ノ材料、種類及徑又ハ厚
(チ)	罐胴ノ接手ノ種類、及接手ノ種類、及接手ノ種類、及接手ノ種類
(リ)	又ハ火室板ノ種類、及接手ノ種類、及接手ノ種類、及接手ノ種類
(ヌ)	煙管又ハ水管ノ材料、管徑、長、厚及數
(ル)	人孔、檢査孔及掃除孔ノ大及數
(ヲ)	排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水弁ノ取付部分ニ於テ測リタルモノ)
(ワ)	安全弁ノ種類、弁徑及數
(カ)	逸水装置ノ概要
(ヨ)	壓力計ノ最大指度數
(タ)	水面測定装置ノ種類及數(硝子管ノ内徑ヲ併記スルコト)
四	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要
五	熔接箇所及其ノ施行方法
六	熔接施行者名
七	水壓試驗壓力
八	檢査場所及年月日
九	檢査官氏名印

備考
 一 ×印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト
 二 △印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 四 本様式ニ記人シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

汽罐明細書


一	汽罐ノ種類、型式及節數
二	制限壓力又ハ水頭壓
三 ^x	汽罐ノ構造
(イ)	爐格面積積
(ロ)	傳熱面積積
(ハ)	檢査孔及掃除孔ノ大及數
(ニ)	排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水辨ノ取付部ニ於テ測リタルモ)
(ホ)	安全弁ノ種類、弁徑及數
(ヘ)	逸水装置ノ概要
(ト)	壓力計ノ最大指度數又ハ水高計ノ最大指度數
(チ)	水面測定装置ノ種類及數(硝子管内徑ヲ併記スルコト)
四	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要
五 [△]	水壓試驗壓力
六 [△]	檢査場所及年月日
七 [△]	檢査官氏名印

備考 一 ×印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト

二 △印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト

三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ

四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト



汽罐明細書

一	蒸罐ノ種類及型式
二	制限壓力
三 [×]	蒸罐ノ構造
	(イ) 蒸罐ノ内容積
	(ロ) 罐胴ノ材料、最大内徑、全長及板ノ厚
	(ハ) 鏡板ノ材料、形狀及板ノ厚
	(ニ) 蓋板ノ材料、形狀及板ノ厚
	(ホ) 蓋板締付方法ノ概要
	(ヘ) 締付用螺釘及留釘ノ材料、徑、螺子ノ種類及數
	(ト) 罐胴ノ手接
	甲 縦接手ノ種類、及心距、鋸口徑
	乙 周接手ノ種類、及鋸口徑、鋸心距
	(チ) 安全弁ノ種類、弁徑及數
	(リ) 給汽方法ノ概要
	(ヌ) 壓力計ノ最大指度數
	(ル) 排汽及排水方法ノ概要
四	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要
五	熔接ヲ行ヒタル箇處及其ノ施行方法
六	熔接施行者名
七 [△]	水壓試験壓力
八 [△]	検査場所及年月日
九 [△]	検査官氏名印

備考 一 ×印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト

二 △印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト

三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ

四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

(第三號樣式)

罐體檢查願

收入印紙

- 一 汽罐ノ種類
- 一 傳熱面積又ハ内容積
- 一 設置許可指令番號
- 一 受檢地地名番號
- 一 受檢希望日

右汽罐罐體檢查相受度此段及御願候也

年 月 日

住所

製作者又ハ設置者

氏名

(地方長官)殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

ノ文字
大字

〇線幅長、
五ノ太七九
耗 耗 耗

符縣道
號ノ府

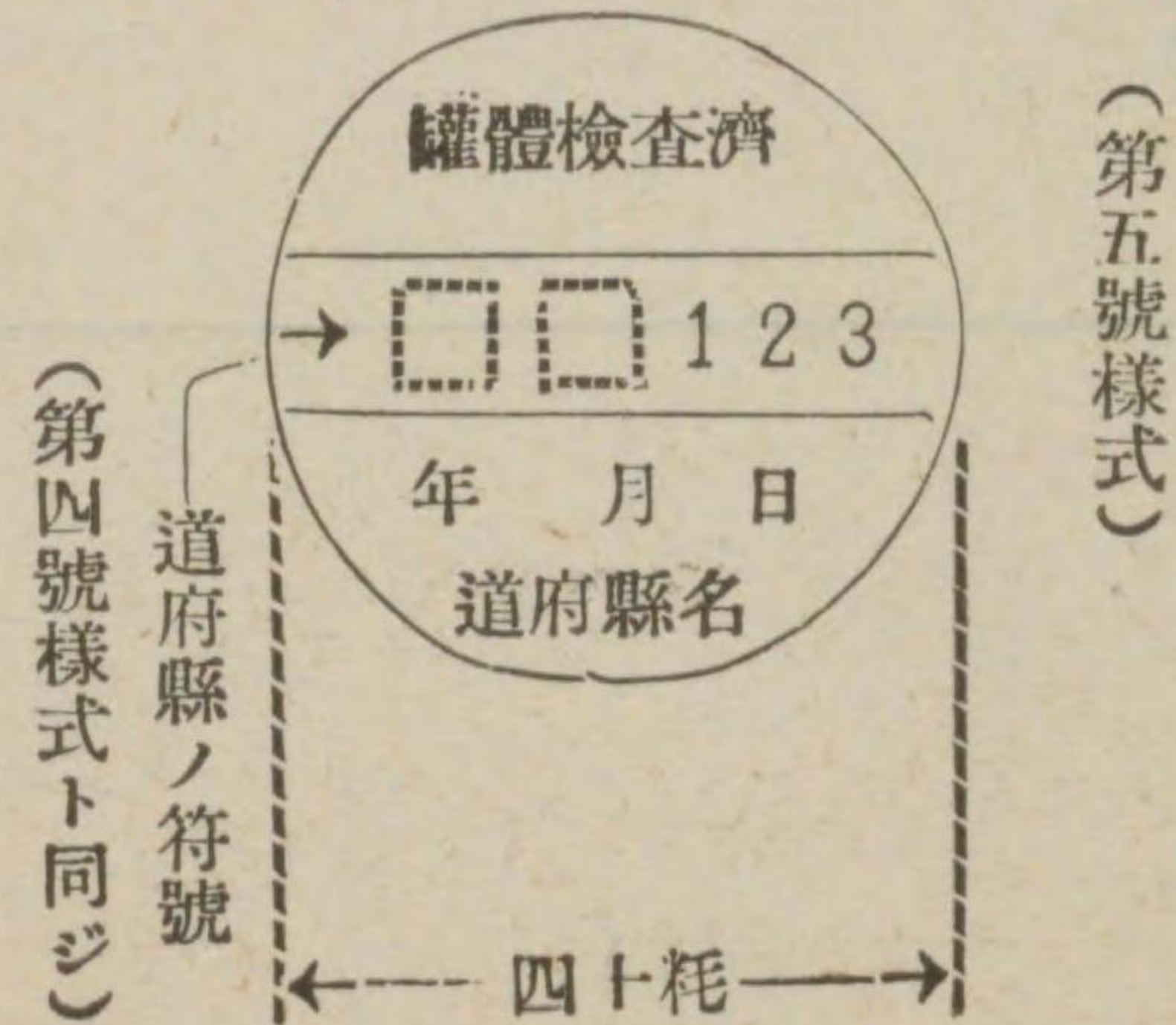
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

備考 鑄鐵製汽罐ノ場合ハ銘板ニ押刻スルコト

愛知縣	三重縣	奈良縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣	埼玉縣	新潟縣	長崎縣	兵庫縣	神戶縣	大阪府	京都府	警視廳	北海道	道府縣名
愛知縣	三重縣	奈良縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣	埼玉縣	新潟縣	長崎縣	兵庫縣	神戶縣	大阪府	京都府	警視廳	北海道	道府縣名
島根縣	鳥取縣	富山縣	石川縣	福井縣	秋田縣	山形縣	青森縣	岩手縣	福島縣	宮城縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣	道府縣名
島根縣	鳥取縣	富山縣	石川縣	福井縣	秋田縣	山形縣	青森縣	岩手縣	福島縣	宮城縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣	道府縣名
沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	熊本縣	佐賀縣	大分縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	道府縣名	
沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	熊本縣	佐賀縣	大分縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	道府縣名	

(第四號樣式)

道府縣符號表



(第五號樣式)

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

(第六號樣式)

汽罐竣功検査願

收入印紙

一 汽罐ノ種類
一 傳熟面積又ハ内容積
一 設置地名番號
一 罐體検査刻印
一 設置許可指令番號
一 受檢希望日

右設置工事竣功致候間御検査相成度此段及御願候也

年 月 日

住所

設置者 氏 名 印

(地方長官)殿

年 月 日	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	有 効 期 間 官 檢 印 查	制 限 壓 力 又 ハ 水 頭 壓	種 類	査 刻 體 印 檢	設 置 者 氏 名	設 置 地 及	汽 罐 檢 査 證 第 號
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年							
廳 府 縣 印	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自							
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年							
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月							

(第七號樣式) (表面)
(縦一七糎、横二四糎)

日	附	記	事	欄	官 檢 印 查
月	月	月	月	月	月
日	年	日	年	日	年

(第七號樣式) (裏面)

- 備考
- 一 ×印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト
 - 二 熔接ニ依ル修繕ニ在リテハ其ノ設備、設計及施行方法ヲ記入スルコト
 - 三 本樣式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 - 四 本樣式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

(第九號様式)

汽罐修繕
變更検査願

收入
印紙

- 一 汽罐の種類
- 一 傳熱面積又ハ内容積
- 一 設置地名番號
- 一 汽罐検査證番號
- 一 修繕變更許可指令番號
- 一 受驗希望日

右修繕工事竣功致候間御検査相成度此段及御願候也

年 月 日

住所

(地方長官)殿

設置者氏

名 印

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

(第十一號樣式)

(縱二六糎、横一八・五糎)

汽罐檢查通知書

年 月 日

廳 府 縣 印

一 汽罐檢查證番號 第 號

一 檢 查 期 日 月 日

一 注 意 事 項

右ノ通 更新 臨時 檢查施行候條汽罐取締令ニ依リ相當準備相成
度 (汽罐設置者) 殿

(第十號樣式)

更 新 檢 查 願

收 入 印 紙

一 汽罐ノ種類

一 傳熱面積又ハ內容積

一 設置地地名番號

一 汽罐檢查證番號

一 汽罐檢查證有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

一 受驗希望日

一 移動式汽罐ニ在リテハ希望受驗地

右更新檢查相受度此段及御願候也

年 月 日

住 所

設置者 氏 名 印

(地方長官) 殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

(第十三號樣式)

汽罐再使用檢査願

收入
印紙

- 一 汽罐ノ種類
- 一 傳熱面積又ハ内容積
- 一 設置地地名番號
- 一 汽罐檢査證番號
- 一 使用休止年月日
- 一 受檢希望日

右汽罐再使用檢査相成度此段及御願候也

年 月 日

住所

設置者

氏

名

印

(地方長官) 殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

(第十二號樣式)

保險契約
更新
解除
了
新
届

- 一 汽罐ノ種類
 - 一 汽罐檢査證番號
 - 一 設置地地名番號
 - 一 保險者名
 - 一 保險金額
 - 一 保險契約年月日
 - 一 保險契約期間
- 自 年 月 日 至 年 月 日
- 右保險契約更新解除致候間此段及御届候也

年 月 日

住所

設置者

氏

名

印

(地方長官) 殿

(第十七號樣式) (表面)
 (縱二六糎、横一八・五糎)

收入
 印紙

一 (二) 級汽罐士免許願

一 (二) 級汽罐士免許相成度此段及御願候也

年 月 日

住所

氏

名

(第十七號樣式) (裏面)

(地方長官)殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印
 セザルコト

格證書番號	汽罐士試驗合格	住所	本籍	生年月日	氏名
學校及職業ニ關スル履歷					
備考	寫眞ハ出願前六月以內ニ撮影シタル形半身脱帽ノモノ一葉	寫眞			

汽罐事故報告

事ノ業種	汽罐種類	汽罐設置地	汽罐設置者又ハ汽罐管理人	取扱主任者資格氏名	事故發生日時	事故發生場所	及事故發生原因	被害者			死亡者	二週間以上ノ休業ヲ要スル者	其ノ他ノ負傷者	計	備考
								種類	汽罐	汽罐					
汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐	汽罐

(第十四號樣式)

(縱二六糎、横一八・五糎)

記載心得

一 本報告ハ二通提出スルコト
 二 設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 三 設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 四 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 五 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 六 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 七 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 八 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 九 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後
 十 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ寫眞ハ出願後

(第十五號樣式)(表面) (縱二六糎、横一八・五糎)

汽罐士試驗願

收入
印紙

住所

氏名
(生年月日)

受驗種目 級

右汽罐士試驗相受度此段及御願候也

年 月 日

氏

名 印

(地方長官)殿

學校及職業ニ關スル履歷

(第十五號樣式)(裏面)

備考

- 一 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト
- 二 出願前六月以内ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノ寫眞一葉添付スルコト
- 三 第三十四條ノ規定ニ依リ試驗ノ全部又ハ一部ノ省略ヲ希望スル者ハ其ノ資格證明書ノ寫ヲ添付スルコト

(第十八號樣式)

(縱八糎、横一八糎)

汽罐士免許證

氏

名
(生年月日)

一(二)級汽罐士

寫眞

縣 廳
印 府

← 六 糎 →

第 號

年 月

日 交付

廳 府 縣

印

第一號 (甲)

汽罐	傳熱面積 (平方米)
五未	五未
五以上	五以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上

第一號 (乙)

汽罐	傳熱面積 (平方米)
五未	五未
五以上	五以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上
十以上	十以上

第二號

汽罐士試驗	汽罐士免許	汽罐士免許證
1.00円	1.50円	0.50円
0.50円	1.00円	0.50円

(第十六號樣式)

(縱二六糎、横一八・五糎)

第 號

汽罐士試驗合格證書

一(二)級汽罐士

右汽罐士試驗ニ合格シタルコトヲ證ス

年 月 日

氏 名

(生年 月 日)

廳 府 懸 印

銅	鑄鐵	可鍛鑄鐵	鑄鋼	鋼管			鋼材	鋼棒	鋼形	鋼板
				水	煙	蒸氣管、給水管				
日本標準規格第四十八號	日本標準規格第三百三十四號	日本標準規格第七十九號	日本標準規格第六號	日本標準規格第十八號	日本標準規格第十六號	日本標準規格第十五號	日本標準規格第三十九號	日本標準規格第二十六號	日本標準規格第三種	日本標準規格第四種
テハ第三條及第四條參照	使用ヲ禁止スル場合ニ付	第四種ヲ除ク	第二條參照	但シ外徑百四十ヲ超ユルモノノ使用ヲ妨グズ	但シ外徑百四十ヲ超ユルモノノ使用ヲ妨グズ	但シ外徑百四十ヲ超ユルモノノ使用ヲ妨グズ				

汽罐構造規格

(昭和十年四月内務省告示)

汽罐取締令第二十五條ノ規定ニ依ル汽罐ノ構造上ノ要件制限壓力三十五瓦平方糎以下ノモノニ付左ノ通定ム

第一章 汽罐ノ材料

第一條 汽罐ノ材料ハ左表ニ掲グルモノヲ使用スルコトヲ要ス但シ之ト同等以上ノ材料ヲ使用スル場合ハ制限壓力十瓦平方糎以下ノ汽罐ニ付地方長官支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

鋼				種別	材	質	寸法	註
板	罐	罐	罐					
控	洞	洞	洞	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	火燭ニ觸ル	火燭ニ觸ル	火燭ニ觸ル	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
	場合	場合	場合	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼

控ヲ有スル板、管板又ハ鏝ヲ有スル爐筒板若ハ火室板ノ厚ハ前項ノ規定ニ拘ラズ八耗以上タルコトヲ要ス

第六條

罐銅又ハ鏝ヲ有スル汽筒ノ鋼板ノ厚ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 制限壓力二、五疋平方糎ヲ超ユル場合

(イ) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑六百耗ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八耗以上タルコト

(ロ) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑六百耗以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコト

二 制限壓力二、五疋平方糎以下ノ場合

(イ) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑九百耗ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八耗以上タルコト

(ロ) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑九百耗以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコト

鑄鐵製汽罐又ハ鑄鐵製溫水罐ノ罐體ヲ構成スル鑄鐵ノ厚ハ八耗以上タルコトヲ要ス

第七條

鏡板又ハ冠板ニ使用スル鋼板ノ厚ハ罐胴板、汽筒板又ハ火室板ノ厚ヨリ小ト爲スコトヲ得ズ

第八條

罐胴又ハ汽筒ノ縱接手ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 片目板衝接ト爲サザルコト

第二條

日本標準規格ニ定ムルガス管ハ前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ二ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ汽罐ノ蒸汽管又ハ給水管ニ使用スルコトヲ得

一 汽罐ノ制限壓力ガ十疋平方糎以下ナルトキ

二 汽罐ノ制限壓力ガ十六疋平方糎ニシテガス管ノ徑六十五耗以下ナルトキ

第三條

鑄鐵品(特殊鑄鐵品ヲ除ク)又ハ可鍛鑄鐵品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

一 蒸汽壓力ガ十六疋平方糎ヲ超ユルトキ

二 蒸汽ノ溫度ガ攝氏二百五十度ヲ超ユルトキ

第四條

銅管ハ蒸汽ノ溫度ガ攝氏二百度ヲ超ユル場合ニ於テハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ壓力計又ハ水面計ニ使用スル銅管ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 汽罐の構造

第五條

汽罐ニ使用スル鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコトヲ要ス但シ蒸罐ニ在リテハ厚四耗以上ノ繼目無鋼管ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ

中央部ノ管列間ニ若ハ外方管列ト罐胴トノ間ニ二百三十耗以上ノ間隙アルモノニ付テハ適當ナル大ヲ有スル掃除孔ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十一條 豎型汽罐ノ罐胴ニハ水脚部ニ二以上ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十二條 豎型多管式汽罐ノ罐胴ニハ火室冠板ノ高ト同一ノ高ノ位置ニ二以上ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十三條 水管ヲ有スル豎型汽罐ノ罐胴ニハ水管ヲ掃除シ得ル位置ニ適當數ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十四條 「コルニツシュ」型汽罐ノ前鏡板ノ下部ニハ掃除孔ヲ設クベシ

第十五條 罐胴、鏡板及管板ニ設クル人孔、掃除孔又ハ検査孔ハ相當ノ強力ヲ有スル縁環又ハ突環ニテ補強シベシ但シ掃除孔又ハ検査孔ノ長徑百五十耗未滿ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 控ニ依リ補強セラレザル鏡板ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 取付鈎ノ曲内半徑 (r) ハ鏡板ノ厚 (t) ノ四倍以上ト爲スコト

二 取付鈎ノ彎曲起部ト胴板端トノ間 (w) ハ六耗以上ト爲スコト

二 罐胴又ハ汽筒ノ内徑千耗ヲ超エ制限壓力ハ五瓦平方糎以上ニ於テ使用スルモノニ在リテハ累接ト爲サザルコト

三 罐胴又ハ汽筒ノ内徑五百耗ヲ超エ制限壓力五瓦平方糎以上ニ於テ使用スルモノニ在リテハ一列銲累接ト爲サザルコト

四 横置多管式汽罐ノ罐胴ニ在リテハ火焰ニ直接接觸スルコトナキ位置ニ配置スルコト

第九條 汽罐 (鑄鐵製汽罐、鑄鐵製温水罐及蒸罐ヲ除ク) ニハ罐胴又ハ鏡板ノ適當ナル箇所ニ人孔ヲ設クベシ但シ罐胴ノ内徑六百五十耗未滿、長千耗未滿ニシテ掃除若ハ検査ノ爲罐胴ニ潜入シ得ザルモノ又ハ罐胴ノ内徑千耗未滿ノ豎型汽罐ニシテ人孔ヲ設ケ難キモノニ在リテハ二以上ノ掃除孔又ハ検査孔ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

人孔ノ大ハ長徑三百七十五耗以上、短徑二百七十五耗以上ノ楕圓形又ハ内徑三百七十五耗以上ノ圓形タルコトヲ要ス

掃除孔又ハ検査孔ノ大ハ内徑二十五耗未滿タルコトヲ得ズ

第十條 横置多管式汽罐ニ在リテハ前條ニ規定スル人孔ノ外前管板ノ煙管板ノ煙管巢ノ下部ニ人孔ヲ設クベシ但シ罐胴ノ内徑千二百耗未滿ニシテ人孔ヲ設ケ難キモノ又ハ管板ノ縦

罐胴ノ内徑五百耗以下、罐胴ノ長千耗以下、傳熱面積二平方米以下及制限壓力五疋平方
 方輿以下ノ小型汽罐（以下單ニ小型汽罐ト稱ス）ニ在リテハ安全弁ノ徑ハ前項ノ規定
 ニ拘ラズ十九耗以上ト爲スコトヲ妨ゲズ

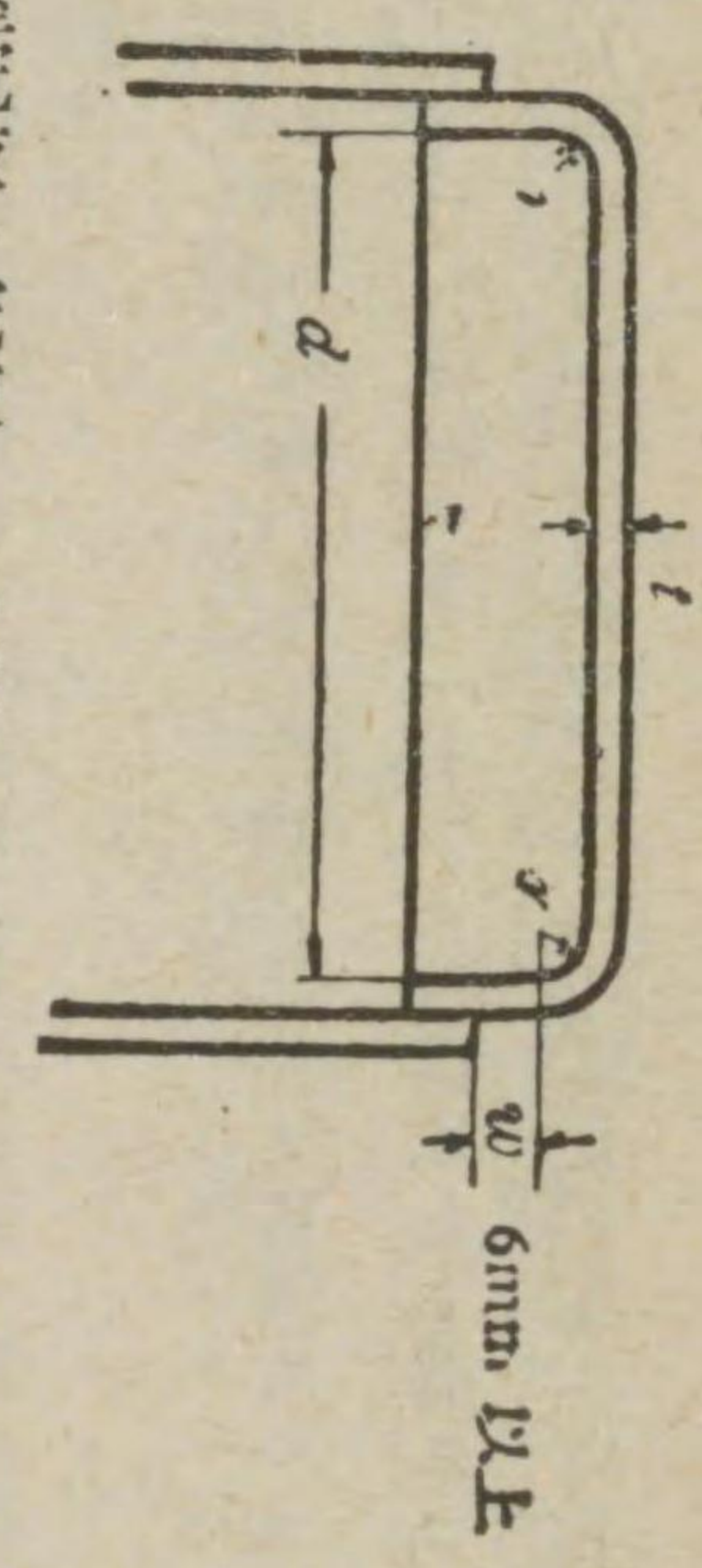
第二十一條 安全弁ハ其ノ徑三十八耗未滿ナルトキハ之ヲ發條式ト爲スコトヲ得ズ但シ「ボツ
 プ」發條式安全弁其ノ他機能確實ナルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 安全弁ハ其ノ弁ニ加ハル蒸氣ノ全壓力六百疋ヲ超ユル場合ハ之ヲ槓桿式ト爲スコ
 トヲ得ズ

第二十三條 安全弁ノ弁及弁座ニハ容易ニ腐蝕スルコトナキ材料ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十四條 汽罐（溫水罐及蒸罐ヲ除ク）ニハ二以上ノ硝子水面計ヲ備フルコトヲ要ス但シ豎
 型汽罐ニシテ罐胴ノ内徑七百五十耗未滿ノモノ及暖房ニ専用セラルル鑄鐵製汽罐ニ在
 リテハ其ノ一ハ硝子水面計ニ非ザル水面測定裝置タルコトヲ妨ゲズ

硝子水面計ノ硝子管ハ内徑十耗以上又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ要ス
 硝子水面計ハ其ノ硝子面ノ看取シ得ル最下部ガ安全低水面ヲ指示スベキ位置ニ取付ク
 ルコトヲ要ス



第十七條 豎型汽罐ノ火室冠板ト冠板トヲ連結スル焰管ノ内徑ハ罐胴内徑ノ六分ノ一以上タル
 コトヲ要ス

第十八條 管寄ノ材料ニハ軟鋼又ハ鍊鋼ヲ使用スルコトヲ要ス但シ工作ニ缺陷ナキ限り材質良
 好ナル鑄鋼ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ

第十九條 汽罐ニハ二以上（溫水罐又ハ蒸罐ニ在リテハ一以上）ノ安全弁ヲ設クベシ但シ爐格
 面積〇・六平方米又ハ傳熱面積十二平方米以下ノモノニ在リテハ之ヲ一ト爲スコトヲ
 得

溫水罐ニ在リテハ制限壓力ヲ超ユル場合直ニ逸水スル安全裝置ヲ以テ前項ノ安全弁ニ
 代フルコトヲ得

第二十條 安全弁ノ徑ハ二十五耗以上タルコトヲ要ス

適用ニ付テハ之ヲ一汽罐ト看做ス

第二十八條 給水装置ノ給水管ニハ汽罐ニ近接セル位置ニ給水弁及逆止弁ヲ備フベシ

第二十九條 汽罐ニハ水室ノ最低部ニ直結セル排水管ヲ設ケ之ニ排水コック又ハ排水弁ヲ備フベシ

排水コック又ハ排水弁ノ通水孔ノ斷面積ハ五百平方糎(小型汽罐又ハ蒸罐ニ在リテハ百二十平方糎)以上タルコトヲ要ス

排水コック又ハ排水弁ハ見見ク且取扱容易ナル位置ニ設クベシ

第三十條 熱ガスニ接觸スル給水管、排水管及水面測定装置ノ通水管ハ耐熱材料ヲ以テ防護ス

ベシ

第三十一條 汽罐ニハ制限壓力ノ一倍半乃至三倍ノ指度ヲ有スル壓力計ヲ備ヘ制限壓力ノ指度ニハ適當ノ標示ヲ爲スベシ

第三十二條 蒸罐ハ第一條乃至第八條、第十六條、第十九條乃至第二十三條、第二十九條及第三十一條ニ依ルノ外左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 罐胴又ハ蓋板ノ材料ニハ鋼板ヲ使用スルコト但シ罐胴ノ内徑四百五十糎以下又ハ之ニ

前項ノ安全低水面トハ汽罐使用中維持セラルベキ最低ノ水面ヲ謂フ

第二十五條 汽罐(蒸罐ヲ除ク)ニハ隨時單獨ニ汽罐ノ最大蒸發量以上ヲ給水シ得ル二以上ノ給水装置ヲ備フベシ但シ第一ノ給水装置ガ二以上ノ給水ポンプヲ結合シタルモノナル場合ニ於テハ第二ノ給水装置ノ給水能力ハ汽罐ノ最大蒸發量ノ二十五パーセント以上ニシテ第一ノ給水装置中ノ給水ポンプ中最大ノモノト同等以上ノモノタルコトヲ妨グズ爐格面積〇・六平方米又ハ傳熱面積十二平方米以下ノ汽罐ニ在リテハ前條ノ規定ニ拘ラズ給水装置ヲ一ト爲スコトヲ得

第一項ノ第一ノ給水装置又ハ前項ノ給水装置ハ動力ニ依リ運轉スル給水ポンプ又ハ「インゼクター」タルコトヲ要ス但シ前項ニ該當スル汽罐ニシテ制限壓力一・五疋平方糎未滿ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 汽罐ノ制限壓力ヨリ其ノ二十パーセント以上高キ水壓力ニテ汽罐ニ給中シ得ル貯水槽又ハ汽罐ノ制限壓力ヨリ一疋平方糎以上高キ壓力ヲ有スル水道ハ之ヲ給水装置ト爲スコトヲ得

第二十七條 近接セル二以上ノ汽罐ヲ結合シテ使用スル場合ニ於テハ給水装置ニ關スル規定ノ

第三章 強度計算

第三十四條 汽罐ノ強度計算ニ使用スル抗張力ハ日本標準規格ニ依ル場合ハ其ノ最低値ニ依ルモノトス

前項ニ依ルコトヲ得ザル場合ニ於テハ地方長官ノ査定ニ依ルモノトス

第三十五條 胴板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{200 fE (t-1)}{C D} \quad \text{又ハ} \quad t = \frac{C D P}{2.0 f E} + 1 \dots\dots\dots (1)$$

P ハ制限壓力 珄平方糎

t ハ胴板ノ厚 耗

f ハ胴板ノ最小抗張力 珄平方糎

D ハ罐胴ノ最大内徑 耗

E ハ縦接手部分ノ強率ニシテ左ノ算式中最小ノモノヲ用フルコト

(イ) 接手部分ニ於ケル胴板ノ強率 $E_1 = \frac{p-d}{p}$

二 相當スル斷面積ヲ有スル蒸罐ノ蓋板ハ鑄鐵製タルコトヲ妨ゲズ
加硫罐又ハ罐板ガ著シク腐蝕セラルル虞アル作業ニ使用セラルル蒸罐ノ鋼板ノ厚ハ九耗以上タルコト

三 蓋板締付用ボルトノ直徑ハ二十五耗以上タルコト但シ罐胴ノ内徑四百五十耗以下又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ有スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

四 鋼製蓋板ノボルト孔ヲ有スル板端ハ堅牢ナル構造ト爲スコト

五 蒸汽送入管中適當ノ箇所ニ減壓弁又ハ減壓裝置ヲ備フルコト但シ其ノ必要ナキ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

六 容易ニ内部ヲ検査シ得ザル蒸罐ニ在リテハ適當ノ箇所ニ検査孔ヲ設クルコト

七 横置型蒸罐ニ在リテハ罐胴ノ縦接手ハ罐胴ノ最低部ヨリ左右約二十度以内ノ範圍ニ之ヲ配置セザルコト

第三十三條 鑄鐵製汽罐ハ制限壓力〇・七珄平方糎以下ニ於テ使用スル組合式タルコトヲ要ス
鑄鐵製溫水罐ハ制限壓力三珄平方糎(水頭壓三十米)以下ニ於テ使用スルモノタルコトヲ要ス

縦接手ニ於テ累接ナルトキ	四・七五
縦接手ニ於テ兩目板衝接一列銲又ハ片目板ガ一列銲少ナキ兩目板衝接ナルトキ	四・二五
縦接手ニ於テ二列銲以上ノ兩目板衝接又ハ繼目無鋼管ナルトキ	四・〇〇

前項(ハ)(ニ)以外ノ構造ヲ有スル場合ニ於ケル銲及胴板ノ聯合強率ハ其ノ構造ニ從ヒ計算スルモノトス

第三十六條 平板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 控ノ配列規則正シキ場合

$$P = \frac{t^2}{C^2(a^2+b^2)} \times \left\{ t = C\sqrt{(a^2+b^2)}P \dots\dots\dots (11) \right.$$

二 控ノ配列不規則ナル場合

$$P = \frac{4t^2}{C^2(s_1+s_2)^2} \times \left\{ t = \frac{1}{2}C(s_1+s_2)\sqrt{P} \dots\dots\dots (11) \right.$$

P ハ制限壓力 珎平方糎

t ハ平板ノ厚 糎

a、b、s₁、s₂ ハ 控ノ間隔 糎

(ロ) 接手部分ニ於ケル銲ノ強率 $E_2 = \frac{f_s A(b_1 + 1.8n_2)}{f_{pt}}$

(ハ) 累接又ハ片目板ガ一列銲少ナキ兩目板衝接ニシテ銲ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル銲及胴板ノ聯合強率 $E_3 = \frac{p-2d}{p} + \frac{f_s A}{f_{pt}}$

(ニ) 目板ノ幅等シキ兩目板衝接ニシテ銲ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル銲及胴板ノ聯合強率 $E_4 = \frac{p-2d}{p} + \frac{1.8f_s A}{f_{pt}}$

p ハ外列ニ於ケル銲ノ心距 糎

d ハ銲孔ノ徑 糎

A ハ銲孔ノ面積 平方糎

n₁ ハ pナル心距ニ於ケル銲ニシテ一箇所ニ剪斷力ヲ受クルモノノ數

n₂ ハ pナル心距ニ於ケル銲ニシテ二箇所ニ剪斷力ヲ受クルモノノ數

f_s ハ銲ノ抗剪力ニシテ罐用銲材ノ抗張力ノ八十五パーセント

C ハ定數ニシテ左表ニ依ルコト

t^3 ハ副へ板ノ厚 耗

第三十七條 鏑ヲ有スル鏡板ニシテ控其ノ他ニ依リ補強セラレザルモノノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 平ナル鏡板ノ場合

$$P = \frac{100}{3} \left\{ \frac{t}{d-r \left(1 + \frac{2r}{d}\right)} \right\}^2 \text{ 又 } t = 0.0612 \left\{ d-r \left(1 + \frac{2r}{d}\right) \right\} \sqrt{\frac{P}{f}} \dots (7)$$

P ハ制限壓力 珪平方糎

t ハ鏡板ノ厚 耗

f ハ板ノ抗張力 珪平方糎

d ハ鏡板ノ内徑 耗

r ハ鏡板端彎曲部半徑 耗

二 凹面ニ壓力ヲ受クル皿形鏡板ノ場合

$$P = \frac{200tz}{R} \text{ 又 } t = \frac{PR}{200f} \dots (8)$$

P ハ制限壓力 珪平方糎

t ハ平板ノ厚 耗
d ハ補強ナキ区域内ニ畫キ得ル最大圓ノ徑 耗
定數 ○・○一四及五○・○ハ板ノ抗張力ガ三十四珪平方糎ノ場合ニ對スルモノニシテ
板ノ抗張力ガ f 珪平方糎ナル場合ニハ ○・○一四ニ對シテハ $\sqrt{34f}$ ヲ乘ジ、五○・○
○ニ對シテハ $\sqrt{4}$ ヲ乘ズルモノトス

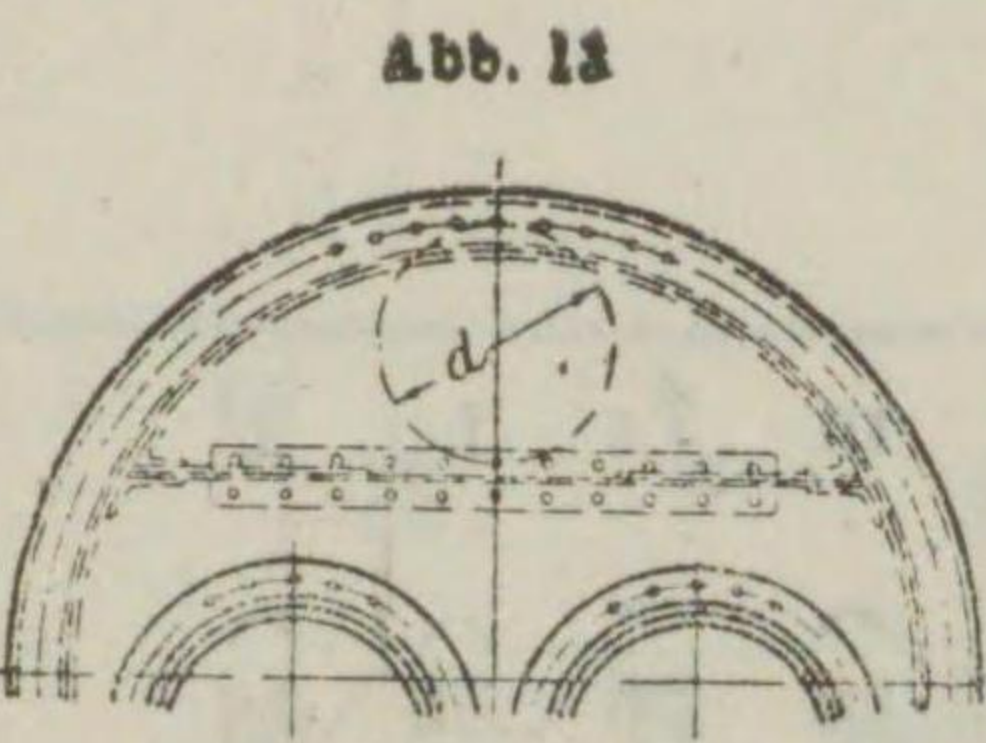


Abb. 14.

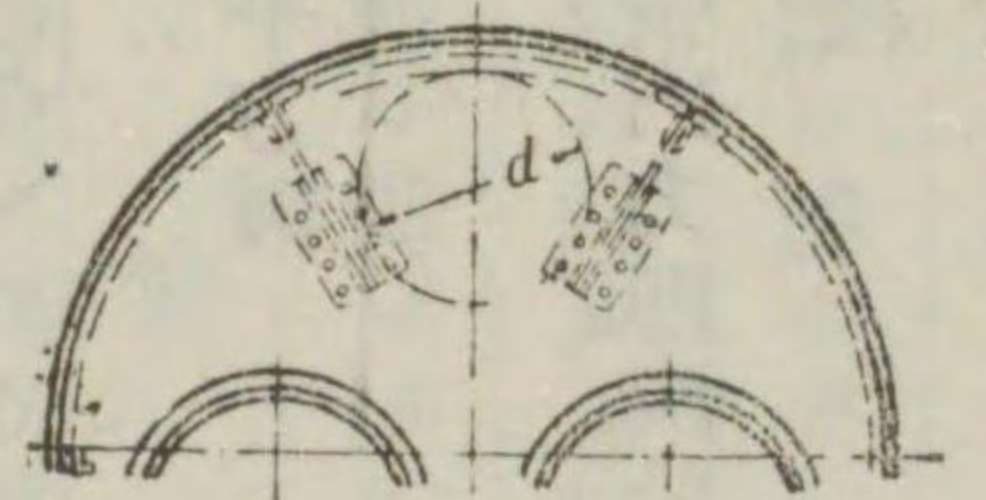


Abb. 15.

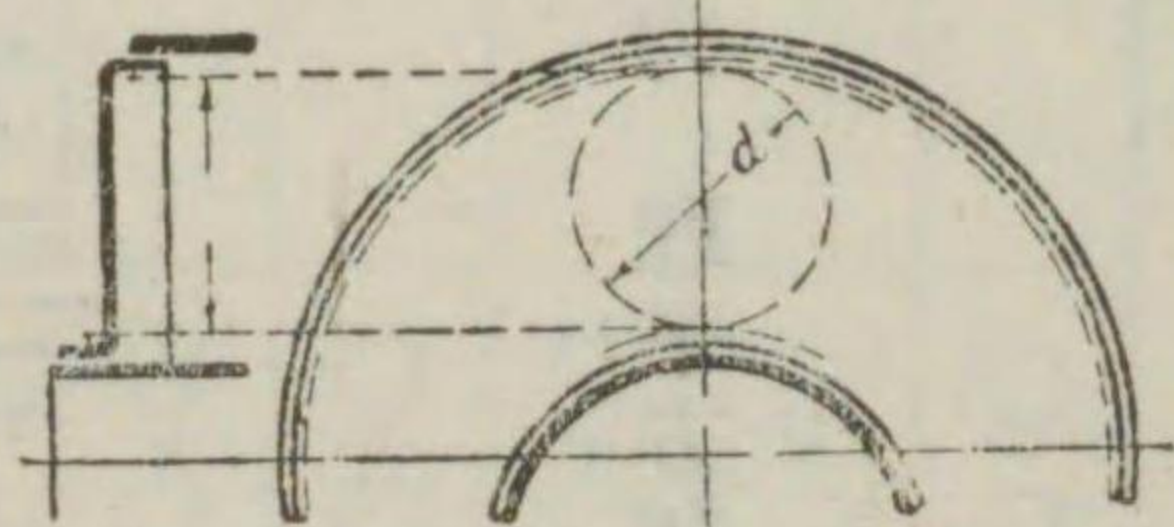
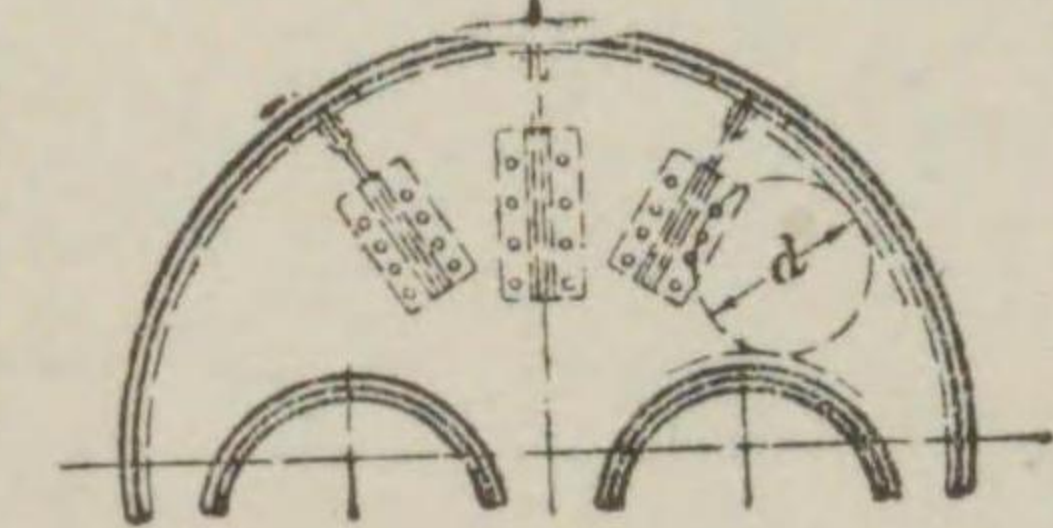


Abb. 16.



五 火焰ニ接觸セザル平板ニ其ノ厚ノ三分ノ二ヨリ薄カラザル副へ板ヲ適當ニ銲着シタル
トキハ左ノ算式ニヨリ定メタル t ノ値ヲ (一)、(二)、(三)、(四) 及 (五) 式ニ適用ス

$$t = \frac{1}{8} (1+t) \dots (6)$$

t₁ ハ原平板ノ厚 耗

此ノ場合ニ在リテハ煙管端ヲ單ニ擴大シタル構造タルヲ妨ゲズ但シ管板ノ厚 t 耗ハ管孔ノ徑 d ガ三十八耗乃至百耗ノトキ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

$$t = 5 + \frac{P}{10} \dots\dots\dots (10)$$

t ハ管板ノ厚 耗
 d ハ管孔ノ徑 耗

三 管ノ心距 P 耗ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

$$P = (1 + \frac{4.5}{t}) d \dots\dots\dots (11)$$

t ハ管板ノ厚 耗
 d ハ管孔ノ徑 耗
 P ハ管ノ心距 耗

四 燃燒室頂部ノ壓力ガ管板ニ加ハル場合其ノ厚ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

t ハ板ノ厚 耗
 f_z ハ板ノ許容抗張内力 耗平方耗 ニシテ五耗平方耗以下トス
 R ハ皿形ノ中央部ニ於ケル内面ノ半徑 耗 ニシテ罐胴ノ内徑ヨリ大ナルコトヲ得ズ

皿形鏡板ニ人孔ヲ設ケルトキハ其ノ厚ハ(八)式ニテ算定シタルモノニ二耗ヲ加フベシ

三 凸面ニ壓力ヲ受ケル皿形鏡板ノ場合

$$P = \frac{200f_z}{R} \quad \text{又} \quad t = \frac{PR}{200f_z} \dots\dots\dots (九)$$

P ハ制限壓力 耗平方耗
 t ハ板ノ厚 耗
 f_z ハ板ノ許容壓縮内力 耗平方耗ニシテ三・五耗平方耗以下トス
 R ハ皿形ノ中央部ニ於ケル外面ノ半徑 耗

第三十八條 多管式汽罐ノ管板ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 管群部以外ノ平板部ノ厚ニ對シテハ第三十六條ノ規定ヲ適用ス
- 二 管群部ニ於ケル厚ハ控管又ハ他ノ控ヲ有スル場合ハ第三十六條ノ規定ニ依ルベシ

D ハ圓筒ノ内徑 耗

第四十條

爐筒ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{2400(t-2)}{2 + \frac{a}{2400} \left\{ \frac{D}{(t-2)} \frac{s}{(s+D)} \right\} D}$$

$$\text{又ハ } t = \frac{DP}{2400} \left\{ 1 + \sqrt{1 + \frac{as}{P(s+D)}} \right\} + 2 \dots\dots\dots (14)$$

P ハ制限壓力 珎平方糎

t ハ板ノ厚 耗

D ハ爐筒ノ内徑 耗

s ハ有効支持部ノ間隔ノ最大距離 耗

a ハ定數ニシテ左表ニ依ル

縦接手ノ種類	横爐筒	縦爐筒
累接ノ場合	100	70
衝接又ハ鍛接ノ場合	80	50
繼目無又ハ鍛接ニシテ圓形ノ歪ガ徑ノ一パーセント以内ノ場合	75	45

$$t = \frac{PWD}{1900(D-d)} \dots\dots\dots (11)$$

P ハ制限壓力 珎平方糎

t ハ管板ノ厚 耗

D ハ煙管ノ水平心距 耗

d ハ管板ト燃燒室反對側板トノ間隔 耗

W ハ煙管ノ内徑 耗

第三十九條

水管式汽罐ニ於テ圓筒ノ一部ヲ成ス管板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス但シ管ノ取付ニ對スル管板ノ有効厚ハ十耗以上トス

$$P = \frac{100f(t-3)(P-p)}{2.1Dp} \text{ 又 } t = \frac{2.1Dp}{100f(P-p)} + 3 \dots\dots\dots (11)$$

P ハ制限壓力 珎平方糎

t ハ管板ノ厚 耗

f ハ材料ノ抗張力 珎平方糎

p ハ管孔ノ縦心距 耗

d ハ管孔ノ徑 耗

第四十二條 控ノ強力ニ對ル制限壓力ハ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一、棒控並ネチ控

$$P = \frac{75fzd^2}{a} \quad \text{又} \quad d = \sqrt{\frac{ap}{75fz}} \quad \dots\dots\dots(16)$$

二、控管

$$P = \frac{95fzA}{a} \quad \text{又} \quad A = \frac{Pa}{9.5fz} \quad \dots\dots\dots(17)$$

三、斜控

$$P = \frac{95fzAH}{aL} \quad \text{又} \quad A = \frac{PaL}{95fzH} \quad \dots\dots\dots(18)$$

四、ガゼット控

$$P = \frac{85fzAH}{aL} \quad \text{又} \quad A = \frac{PaL}{85fzH} \quad \dots\dots\dots(19)$$

P ハ制限壓力 珎平方糎

a ハ一本ノ控ノ受持ツ面積 平方糎

d ハ控ノ最小斷面ノ徑 糎

A ハ控ノ最小斷面 平方糎

L ハ斜控ノ長又ハガゼット控ノ平均長 糎

H ハ斜控ノ一端又ハガゼット控ノ一端中央部ヨリ平板面ニ垂直ノ長 糎

第四十一條

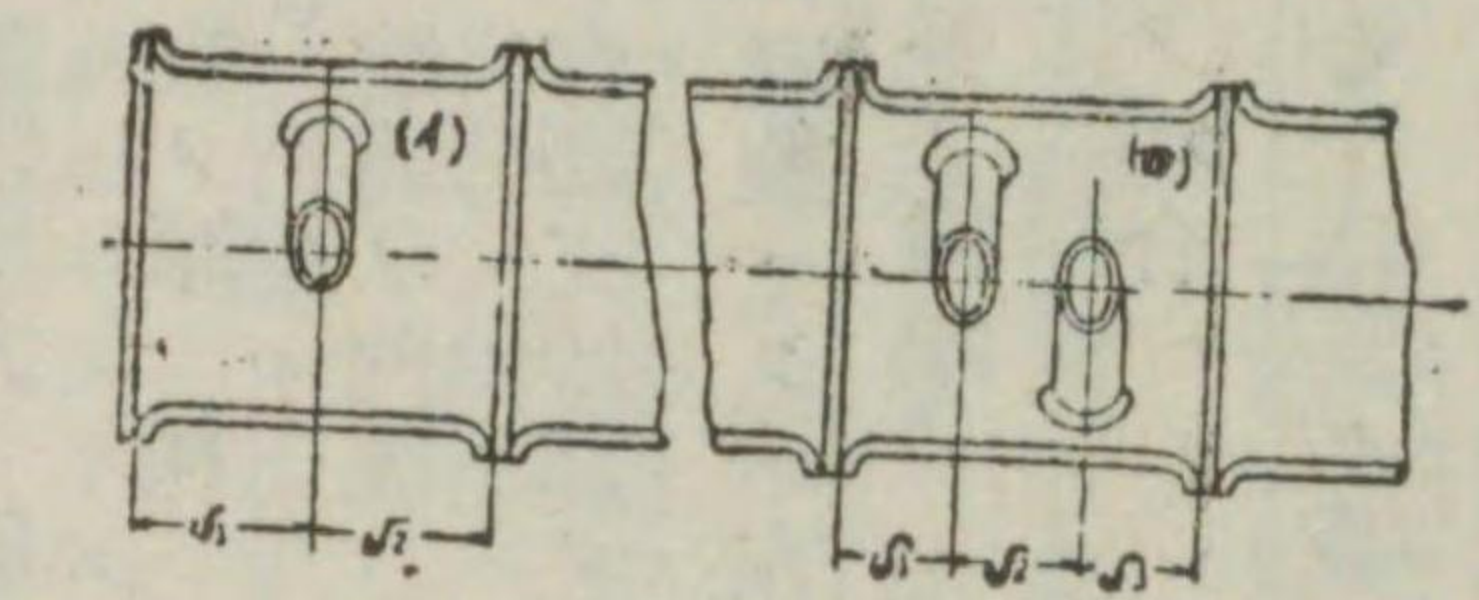
波形爐筒ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{1200(t-2)}{D} \quad \text{又} \quad t = \frac{PD}{1200} + 2 \quad \dots\dots\dots(15)$$

Q ハ制限壓力 珎平方糎

t ハ波形爐筒ノ厚 糎

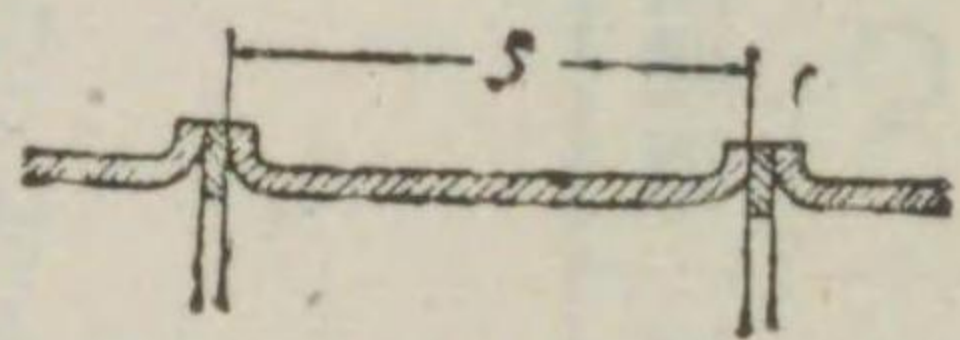
D ハ爐筒ノ最小內徑 糎



(イ) 環 $s = s_1 + 0.5s_2$

但シ $s_1 \geq s_2$

(ロ) 環 $\begin{cases} s = s_1 + s_2 \\ \text{但シ } s_1 \geq s_3 \\ s = s_2 + s_3 \\ \text{但シ } s_3 \geq s_1 \end{cases}$

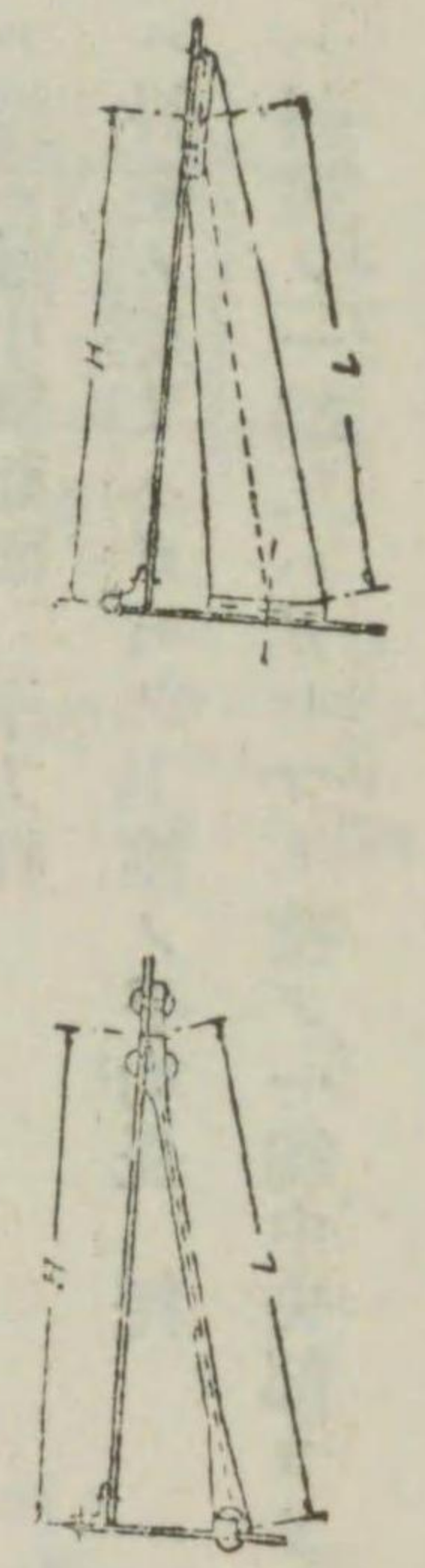


- d ハ桁控板中央部ノ高 耗
- w ハ桁控兩端支持部ノ間隔 耗
- p ハ桁控上控ポールトノ心距 耗
- D ハ桁控ノ心距 耗
- C ハ定數ニシテ材料ノ抗張力ガ三十九珓平方耗ノ場合左表ニ依ル

控ポール一本ノ場合	五〇〇
控ポール二本又ハ三本ノ場合	七五〇
控ポール四本又ハ五本ノ場合	八二〇
控ポール六本又ハ七本ノ場合	八八〇
控ポール八本以上ノ場合	九〇〇

材料ノ抗張力ガ f 珓平方耗ノ場合ニハ C ノ値ハ右ニ示スモノニ f 39 ヲ乘ジタルモノトス

第四十四條 煙管ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス



f_z ハ控ノ材料ノ許容内力 珓平方耗 ニシテ左表ニ依ル

日本標準規格罐用鋼材棒鋼第一種	七・五
日本標準規格罐用鋼材棒鋼第二種	八・〇
日本標準規格罐用鋼材鋼板第一種	七・五
日本標準規格罐用鋼材鋼板第二種	八・〇
控管ノ場合	五・〇

第四十三條 桁控ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{CG^2t}{(w-p)DW} \quad \text{又} \quad t = \frac{P(w-p)DW}{CG^2} \dots\dots\dots(110)$$

- P ハ制限壓力 珓平方耗
- t ハ桁控板中央部ノ厚 耗

第四十五條 水管ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{1000(t-1.5)}{di} \quad \text{又} \quad t = \frac{Pd}{1000} + 1.5 \dots\dots\dots(1111)$$

- P ハ制限壓力 珎平方糎
- t ハ管ノ厚 耗
- di ハ管ノ内徑 耗

本式ニ依リ算定シタル日本標準規格罐用繼目無鋼管ノ最高許容壓力ハ左表ノ如シ

$$P = \frac{700(t-1.5)}{d} \quad \text{又} \quad t = \frac{Pd}{700} + 1.5 \dots\dots\dots(1112)$$

- P ハ制限壓力 珎平方糎 但シ P_{MA} 25珎平方糎
- t ハ管ノ厚 耗
- d ハ管ノ外徑 耗

本式ニ依リ算定シタル日本標準規格罐用繼目無鋼管ノ最高容壓力ハ左表ノ如シ

外厚 徑耗	2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5
38	20.2	24.5					
40	19.3	21.8					
45	17.1	19.6					
50	15.4	17.8	21.6				
55		16.3	19.8	23.3			
60		15.1	18.3	21.5			
65		14.0	17.0	20.0	25.0		
70			15.9	18.7	23.4		
75			14.9	17.5	21.8		
80			14.0	16.5	20.6	24.7	
85			13.2	15.5	19.4	23.3	
90				14.7	18.4	22.1	
95				14.0	17.5	21.0	
100							25.4

1 鋼板製汽罐 (蒸罐ヲ除ク)

$$F = 15H \sqrt{\frac{1000}{Pr}} \dots\dots\dots (23)$$

11 鑄鐵製汽罐

(イ) 上向通風ノ場合

$$F = \frac{15}{3} H \sqrt{\frac{1000}{Pr}} \dots\dots\dots (24)$$

(ロ) 下向通風又ハマガジンフイードノ場合

$$F = \frac{0}{3} H \sqrt{\frac{1000}{Pr}} \dots\dots\dots (25)$$

P ハ制限壓力 砵平方糎

F ハ安全弁ノ總面積 平方糎

H ハ傳熱面積 平方米

r ハ制限壓力ニ對應スル蒸汽一立方米ノ重量 砵

第四十七條

汽罐ガ最高蒸發ヲ繼續スル場合壓力ヲ制限壓力ヨリ十パーセント以上ニ上昇セシ

25	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	3.5	4.0	4.5
30	23.8	31.6						
35	19.2	26.3	31.6					
40			27.6					
45			24.5					
50				31.7				
55				28.4	35.0			
60				25.8	31.7			
65				23.6	29.0	34.5		
70				21.8	26.7	31.7		
75					24.8	29.4		
80					23.1	27.4	34.7	
85					21.6	25.6	32.4	
90					10.3	24.1	30.5	
95						22.7	28.7	34.9
100						21.5	27.1	32.9

火焰側ニ配置セラレタル二列ノ水管ノ厚ハ第一項ノ算式 (一一一)ニ依リ算定スタル厚

ニ〇・三糎以上ヲ加ヘタルモノト爲スペシ

第四十六條 安全弁ノ總面積ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

汽罐取締令施行細則

第一條

汽罐取締令(以下單ニ令ト稱ス)ニ依ル願届書類ハ警視總監ニ提出スベシ但シ令第五條(汽罐設置許可)同第九條(汽罐設置者變更、汽罐検査證再交付)、同第十九條第一項(汽罐使用廢止、休止)及第三項(汽罐再使用)同第二十條(災害發生届)同第二十一條(汽罐管理人選任)及同第三十九條(汽罐取扱主任者選任)ノ規定ニ依ルモノハ汽罐設置地所轄警察署長ヲ、令第五十三條第二項(附則ニ依ル汽罐士免許申請)ノ規定ニヨルモノハ住所地所轄警察署長ヲ經由スベシ。

第八條第七項、第十二條及第十三條ニ依リ警視總監ニ提出スベキ願届書類ハ汽罐設置地所轄警察署長ヲ經由スベシ

第二條

令第九條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ別記第一號様式ニ、同條第三項ノ規定ニ依ル申請

メザル構造ヲ有スル安全弁ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セズ

鑄鐵製汽罐ニ在リテハ制限壓力ヨリ〇・三疋平方糎以上壓力ヲ上昇セシメザル安全裝置ハ之ヲ安全弁ト看做ス

第七條

令第二十一條ノ規定ニ依リ汽罐管理人選任ノ認可ヲ受ケントスルトキハ別記第五號樣式ニ依ル申請書正副二通ヲ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ汽罐管理人タルベキ者ノ履歷書並選任契約書ノ寫ヲ添附スベシ
汽罐管理人ヲ解任シタルトキハ遲滯ナク届出ヅベシ

第八條

汽罐設置者ハ汽罐ノ使用開始前汽罐取扱主任ヲ選任シ届出ヅベシ

令第四條ニ該當スル汽罐ノ取扱主任者ノ選任届書ニハ履歷書ヲ添附スベシ

汽罐取扱主任者ヲ變更シタル時ハ遲滯ナク届出ヅベシ

第三項ノ届書ハ別記第六號樣式ニ依リ正副二通ヲ提出スベシ

前項ノ届書副本ハ別記第七號樣式ニ依ル取扱主任選任届濟印又ハ別記第八號樣式ニ依ル取扱主任者變更届濟印ヲ押捺シテ之ヲ交附ス

作業ノ状態ニ依リ必要アリト認メタルトキニハ二人以上ノ汽罐取扱主任者ヲ選任セシムルコトアルベシ

汽罐設置者ハ特殊ノ事由アル場合ニ限り警視總監ノ認可ヲ得テ汽罐取扱主任者ヲシテ二以上ノ汽罐設置地ニ勤務セシムルコトヲ得

ハ別記第二號樣式ニ依ルベシ

第三條

罐體検査ヲ受ケントスルトキハ罐内外ヲ清掃シ水壓検査ノ準備ヲ爲シ置クベシ

鑄鐵製分割式汽罐ノ罐體検査ヲ受ケントスルトキハ別記第三號樣式ニ依ル眞鍮製銘板ヲ準備シ置クベシ

移動式汽罐ノ罐體検査ヲ受ケントスルトキハ附帶設備ヲ完備シ置クベシ

第四條

令第十三條ノ規定ニ依ル更新検査願ハ有効期間滿了ノ前月十日迄ニ提出スベシ

更新検査ヲ受ケントスルトキハ罐體ヲ冷却セシメ罐水ヲ排除シ人孔蓋、検査孔蓋、掃除孔蓋、爐格及火橋（蒸罐ニアリテハ人孔蓋又蓋板）ヲ取外シ罐内ノ罐石又ハ塗料ヲ剝離シ煙道其ノ他ノ必要ナル部分並安全弁、硝子水面計等ヲ清掃シ受檢（鑄鐵製分割式汽罐ニ在リテハ罐内外ヲ清掃シ水壓検査）ノ準備ヲ爲シ置クベシ

第五條

移動式汽罐ヲ設置地以外ニ於テ使用セントスルトキハ使用前日迄ニ別記第四號樣式ニ依リ使用地所轄警察署長ニ届出ズベシ

第六條

令第十九條第一項第二號ノ規定ニヨル休罐届ニハ使用ヲ休止セントスル期間ヲ記入シ汽罐検査證ヲ添附スベシ

第十一條 温水罐ノ逸水装置ノ逸水管ハ傳熱面積ニ從ヒ左ノ大サタルベシ

傳熱面積

逸水管ノ内徑

十平方米未滿

二十五耗以上

十五平方米未滿

三十耗以上

二十平方米未滿

四十耗以上

二十平方米以上

五十耗以上

第十二條 燃料ヲ變更セントスルトキハ警視總監ニ願出デ許可ヲ受クベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク届出ヅベシ

一、汽罐設置地地名番地號

二、汽罐設置者又ハ汽罐管理人ノ住所氏名（法人ノ場合ニ在リテハ主タル事務所所在地、

代表者氏名）

三、汽罐設置者ノ法定代理人、保佐人又ハ夫

前項第一號及第二號ノ届書ニハ汽罐検査證ヲ添附スベシ

第十四條 從前ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル合格證書若ハ資格證明書ヲ所持スル者令第五十三

第九條 汽罐士免許願ニハ所定ノ期間汽罐ノ取扱ニ從事シタルコトヲ證スルニ足ルベキ書類ヲ

添附スベシ

第十條 「コルニツシユ」型「ランカシャ」型汽罐又ハ之ニ類似セル汽罐ヲ据付ケントセルト

キハ左ノ各號ノ制限ニ從フベシ

一、數箇ノ汽罐ヲ併置セントスルトキハ各汽罐間ノ隔壁ノ厚サヲ四百六十耗以上ト爲スコト

二、汽罐ノ煉瓦壁トノ間隙ハ検査又ハ掃除ノ爲潛入レ得ル間隔ヲ保有セシムルコト

三、煉瓦積ニ設クル出入口ノ寸法ハ幅三百耗以上長サ四百耗以上ト爲スコト

四、罐胴ノ最底部ト煙道底部トノ距離ハ三百耗以上ト爲スコト

五、汽罐ノ前面ト壁體トノ間ニハ爐格ノ長サノ一倍半以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但

シ汽罐ノ前面ニ適當ナル出入口ヲ有シ作業ニ支障ナキトキ又ハ爐格ヲ有セズ若ハ自動
給炭機ヲ設備セル汽罐ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

六、汽罐ト煉瓦トノ接觸スル部分ニシテ間隙ヲ生ジ火焰ヲ漏出スル虞アル部分ハ耐熱材
料ヲ以テ之ヲ防止スルコト

- 一、承繼者住所氏名生年月日
- 一、事業ノ種類並使用目的
- 一、汽罐ノ種類
- 一、汽罐検査證番號

右之通り承繼仕候條此段以連署及御届候也

年月日

右 被承繼者 氏

名 印

承繼者 氏

名 印

(妻ノ場合ハ夫、未成年者ノ場合ハ法定代理人ノ同意ヲ要ス)

警視總監 氏 名 殿

第二號様式

汽罐検査證再交付願

- 一、設置地地名番號

條ノ規定ニ依リ汽罐士免許證交附ノ申請ヲ爲サントスルトキハ該證書ヲ添附スベシ

- 第十五條 第三條(罐體検査ノ準備)第四條第二項(更新検査ノ準備)第五條(移動式汽罐ノ使用地變更)第十二條(燃料變更)及第十三條(汽罐設置者住所等ノ變更)ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十六條 令第四十七條及同四十八條ノ規定ハ本令ノ罰則ニ之ヲ適用ス

附 則

第十七條 本令ハ公布日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 昭和七年六月警視廳令第十六條汽罐取締規則ハ之ヲ廢止ス

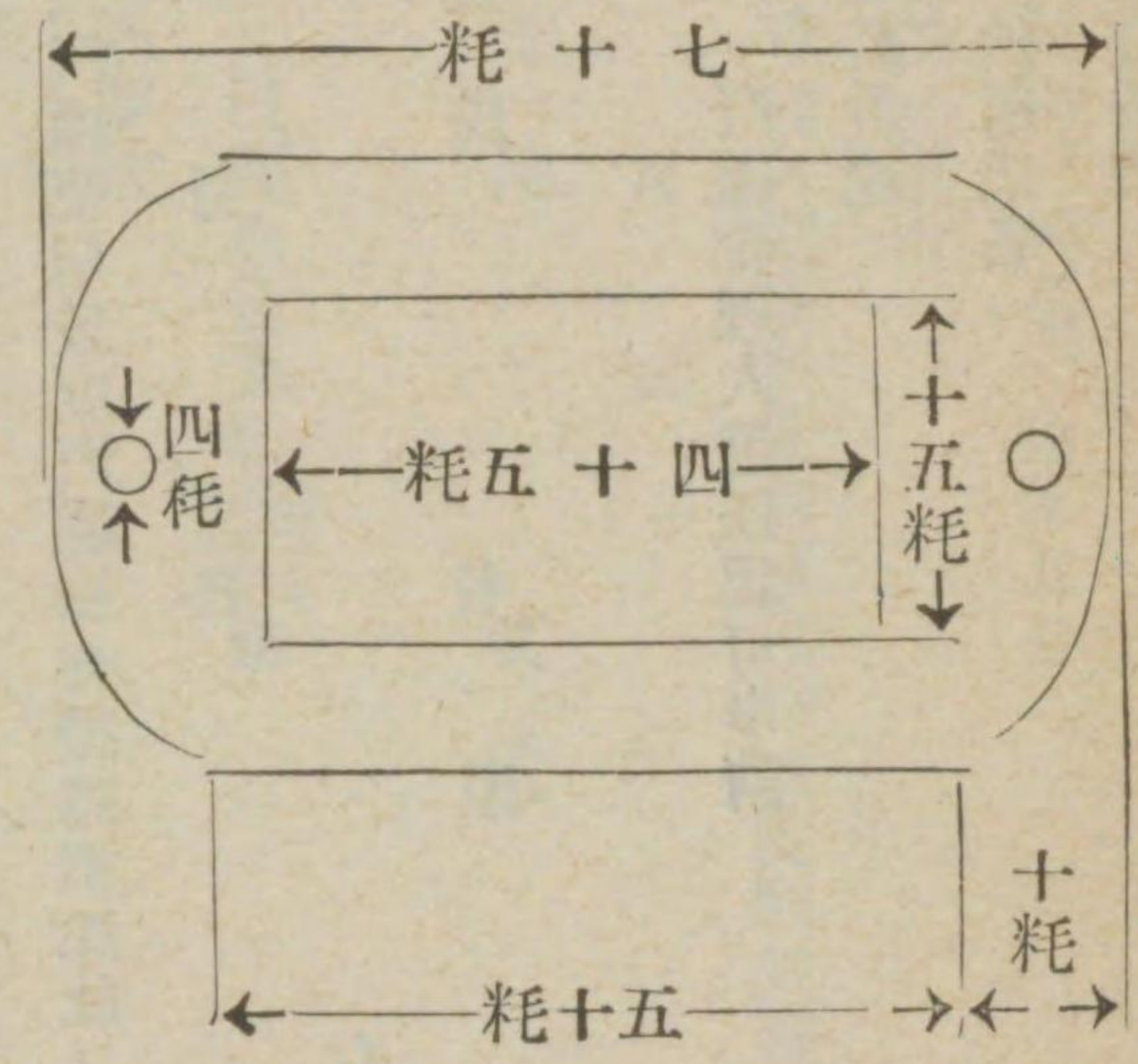
第十九條 本令施行ノ際既ニ設置セル汽罐ニ付テハ其ノ改築ニ至ル迄第十條第一號乃至第五號及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一號様式

汽 罐 承 繼 届

- 一、設置地地名番號
- 一、被承繼者住所氏名

第三號樣式



銘板厚サ
二耗以上

第四號樣式

移動式汽罐使用届

一、設置者ノ住所、氏名

一、設置者氏名

一、事業ノ種類並使用目的

一、汽罐ノ種類

一、汽罐検査證番號

一、再交付ノ事由 (毀損ノ場合ハ舊検査證添付)

右ノ通汽罐検査證^{滅失}毀損致候條再交付相成度此段及御願候也

年 月 日

警視總監 氏

名殿

右 氏

名 印

- 一、事業ノ種類並使用目的
- 一、管理人ノ住所、氏名、生年月日
- 一、管理人選任ノ事由

右ノ通り汽罐管理人選任致度御認可相成度別紙履歷書及選任契約書相添此段及申請候也

年 月 日

右 氏

名 印

警視總監 氏

名 殿

第六號樣式

汽罐取扱主任 選任 屆

- 一、設置地地名番號
- 一、設置者氏名
- 一、事業ノ種類並使用目的
- 一、汽罐種類
- 一、傳熱面積
- 一、制限壓力又ハ水頭壓

- 一、汽罐取扱主任者ノ資格及氏名
- 一、汽罐検査證番號
- 一、使用場所、使用期間及使用始終時
- 一、燃料ノ種類
- 一、煙突ノ口徑及高

右ノ通移動式汽罐使用致度汽罐検査證寫相添此ノ段及御届候也

年 月 日

右 氏

名 印

警察署長 氏

名 殿

第五號樣式

汽罐管理人選任認可申請

- 一、設置地地名番號
- 一、設置者ノ住所氏名
- 一、汽罐検査證番號

警視令第八號

(昭和十年五月四日)

原動機取締規則

第一號 本令ニ於テ原動機ト稱スルハ蒸汽機關及内燃機關ヲ謂フ

左ニ掲グル原動機ハ本令ノ適用ヲ除外ス

一、他ノ法令ノ適用ヲ受クルモノ

二、五馬力未満ノモノ

三、十馬力未満ノ移動式原動機ニシテ稻扱、糶摺、灌溉用又ハ設置地ニ於テ六箇月以上ニ

亘ラザル期間使用スルモノ

第二條

原動機ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル願書正副二通ヲ提出シ許可ヲ受ク

ベシ第五號イ又ハト若ハ第八號ノ事項ヲ變更セントスル時亦同ジ願出ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一、取扱主任者氏名

一、免許證級別

一、變更ノ場合は前取扱主任者ノ氏名、免許證級別解任年月日

右ノ通汽罐取扱主任ニ變更致度履歷書及免許證寫相添へ此ノ段及御届候也

年 月 日

右 氏

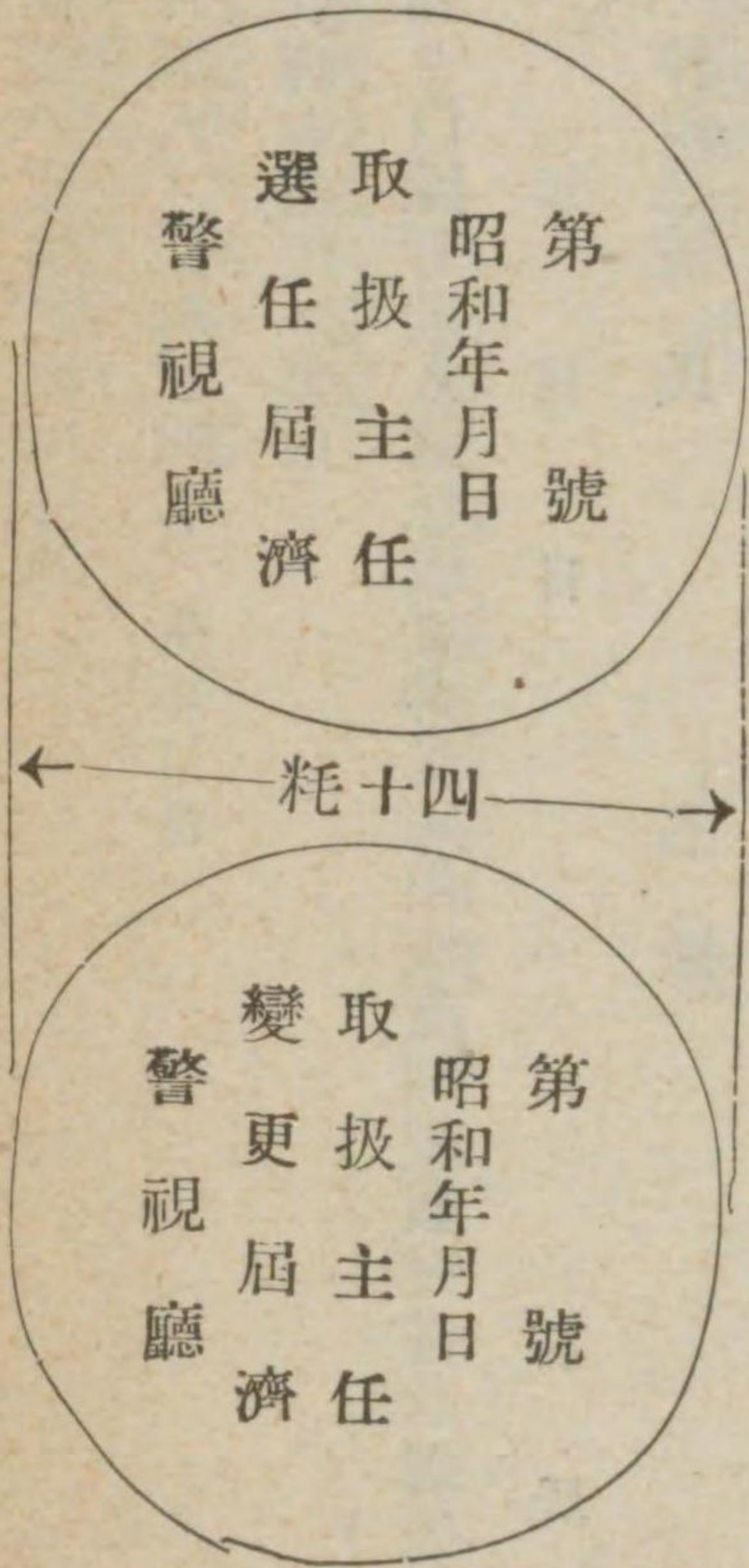
名 印

警視總監 氏

名 殿

第七號様式

第八號様式



- イ、周圍ノ狀況
- ロ、原動機並其ノ附屬機械其ノ他設備ノ配置
- ハ、原動機ノ基礎
- ニ、原動機室
- 七、原動機室ノ構造調書
- 八、原動機ノ構造調書
 - イ、原動機ノ種類及基數
 - ロ、氣筒數及ソノ内徑並衝程
 - ハ、馬力數又ハ「キロワット」數
 - ニ、回轉數「毎分」
 - ホ、調速機ノ種類
 - ヘ、勢輪ノ材質、主要寸法並筒數
- 九、原動機ノ附屬機械ソノ他設備ノ構造調書
 - イ、起動裝置ノ概要

- 一、原動機設置者ノ住所、氏名、生年月日、(法人ニ在リテハソノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名以下之ニ做フ)
- 二、事業又ハ營業ノ種別、工場名又ハ屋號其ノ他之ニ類スル名稱
- 三、原動機設置地地名番號、市街地建築物法ニ依ル地域並地區
- 四、出願要旨
- 五、摘要書
 - イ、原動機室ノ構造及床面積
 - ロ、原動機ノ種類及基數
 - ハ、原動機又ハソノ附屬機械ソノ他設備ノ位置
 - ニ、原動機ノ附屬機械ソノ他設備ノ名稱又ハ能力ヲ示ス標準、用途及筒數
 - ホ、原動機ノ使用目的並使用始終時
 - ヘ、燃料ノ種類及一日最大消費見積高
 - ト、除害設備ノ概要

第四條 工事竣工シタルトキハ届出デ検査ヲ受ケ別記第二號様式ニ依ル原動機検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコト得ズ

原動機検査證ハ原動機ノ使用繼續中ニテ設置地ニ保存スベシ
原動機検査證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ速ニソノ事由ヲ具シ届出デ再交付ヲ受クベシ

第五條

原動機設置者ハ原動機使用開始前原動機取扱主任者ヲ選任シ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ届出ヲ爲サントスルトキハ履歴書ヲ添附シ届書正副二通ヲ提出スベシ

前項届書ノ副本ハ別記第三號様式ニ依ル取扱主任選任届濟印又ハ別記第四號様式ニ依ル取扱主任變更届濟印ヲ押捺シテ之ヲ交付ス

原動機取扱主任者ニシテ不適當ト認メタルトキハ其ノ改認ヲ命ズルコトアルベシ

第六條

移动式原動機ヲ設置地以外ニ於テ使用セントスルトキハ使用前日迄ノ左ノ事故ヲ具シ使用地所轄警察署長ニ届出ヅベシ

一、原動機設置者ノ住所、氏名

ロ、冷却装置並冷却方法ノ概要

ハ、排氣装置並排氣方法ノ概要

ニ、瓦斯發生装置ノ概要

ホ、燃料貯藏設備ノ概要

十、工事竣功期日

前項ノ外必要ト認ムル書類又ハ圖面ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第一項副本ハ指令書ト共ニ之ヲ交付ス

第三條

左ノ各項ノ一ニ該當スル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ前條第一項各號ノ事項ヲ具シタル届書正副二通ヲ提出スベシ但シ届出ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一、原動機又ハ其ノ附屬機械ノ位置

二、原動機ノ附屬機械

三、原動機ノ使用目的並使用始終時

四、工事竣功期日

前項ノ副本ハ別記第一號様式ニ依ル原動機届濟印ヲ押捺シテ之ヲ交付ス

ニ揭示スルコト

- 三、原動機ハ原動機取扱主任者ヲシテ取扱ハシメ又ハ現場ニ於テ監督ヲ爲サシムルコト
- 四、原動機ニ事故發生シタルトキハ原動機取扱主任者ヲシテ適宜ノ措置ヲ講ゼシメ即時届出ヅルコト

第十條 原動機ハ専用ノ建物又ハ別室若ハ適當ニ區劃セル場所ニ設置スベシ但シ作業ノ性質上

已ムヲ得ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ原動機室又ハ原動機設置所ハ採光及照明ヲ良好ニスベシ

必要アリト認ムルトキハ換氣又ハ防火ノ爲適當ナル設備ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 原動機室ニハ二以上ノ出入口ヲ設クベシ但シ避難ニ支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出入口ノ扉ハ外開戸又ハ引戸ト爲スベシ

第十二條 當該官吏原動機ヲ検査又ハ臨檢セントスルトキ若ハ検査ニ必要ナル準備ヲ命ジタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三條 原動機設置者又ハ原動機管理人及原動機取扱主任者ハ本令ニ依ル検査ニ立會シ當該

二、原動機ノ種類

三、原動機取扱主任者ノ氏名

四、原動機検査番號

五、原動機ノ使用場所、使用期間及使用始終時

第七條 原動機ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハソノ設置ヲ認可セズ

一、破裂又ハ火災ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキ

二、著シク震動、騒音ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキ

三、ソノ他公共ノ利益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキ

第八條 工事ニ付特ニ指示シタルトキハソノ都度届出デ検査ヲ受クルニ非ザレバ爾後ノ工事ニ着手スルコトヲ得ズ

第九條 原動機設置者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、原動機室又ハ原動機設置場所ニハ係員ノ外濫リニ立入ルコトヲ禁止シソノ旨見易キ箇所ニ揭示スルコト

二、原動機検査證及原動機取扱主任者ノ氏名ヲ原動機室ハ原動機設置場所ノ見易キ箇所

ヲ有スル原動機管理人ヲ選任シ左ノ事項ヲ具シ原動機検査證ヲ添付シ届出ズベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

- 一、原動機設置者ノ住所、氏名、生年月日
- 二、原動機設置地地名番號
- 三、原動機管理人ノ住所、氏名、生年月日
- 四、原動機検査證番號
- 五、選任契約書ノ寫
- 六、原動機管理人ノ履歷書

工場法、汽罐取締令、工場取締規則又ハ「セルロイド」工場取締規則ニ依リ選任セラレタル管理人ハ本令ニヨル原動機管理人ト看做ス

前項ニ該當スル事項アリタルトキハ第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ原動機検査證ヲ添付シ遲滯ナク届出ヅベシ

第一項及第二項ノ原動機管理人不適當ト認メタルトキハ其ノ改任ヲ命ズルコトベシ
原動機管理人ハ本令ノ適用及本令ノ規定ニ基キテ發スル命令ノ遵守ニ付テハ原動機設

官吏ノ指揮ニ從フベシ

第十四條 當該官吏検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、原動機ヲ運轉スルコト
- 二、原動機ヲ解體スルコト
- 三、原動機ヲ移動スルコト
- 四、壓力槽ニ在リテハ銕ヲ抽出シ槽材ニ穿孔スルコト
- 五、水壓試験ヲ施行スルコト
- 六、其ノ他必要ナル事項

第十五條 原動機ノ使用權ヲ承繼シタル者ハ住所、氏名、生年月日ヲ記シ双方連署ノ上原動機検査證ヲ添付シ十日以内ニ届ヅベシ但シ連署シ能ハザルトキ又ハ原動機検査證ヲ添付シ能ハザルトキハ其ノ旨届書ニ附記シ其ノ事由ヲ確認スルニ足ルベキ書類ヲ添付スベシ
相續ニ因ル承繼アリタルトキハ相續人ハ相續開始ノ事實ヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ原動機検査證ヲ添付シ其ノ旨届出ズベシ

第十六條 原動機設置者自ラ原動機ヲ管理スルコト能ハザルトキハ原動機ニ關スル一切ノ權限

- 三、事故發生ノ日時及場所
- 四、事故ノ原因及發生ノ狀況
- 五、被害ノ狀況及損害見積高
- 六、死傷者ノ氏名、男女別及年齢

第十九條 原動機ノ使用ニ關シ危害ヲ生ジ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ原動機設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトアルベシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニヨル許可又ハ認可ハ之ヲ取消スコトアルベシ

- 一、本令ノ規定ニヨリ提出スベキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 二、竣功期日ヲ經過シ仍工事竣功セザルトキ
- 三、原動機設置者ノ所在不明三箇月以上ニ亘リタルトキ
- 四、原動機ノ使用權ヲ喪失シタルトキ
- 五、法定代理人、保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキ

置者ニ代ルモノトス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク届出ヅベシ

- 一、原動機設置者又ハ原動機管理人ノ住所、氏名ニ變更アリタルトキ
- 二、法定代理人、保佐人又ハ夫ニ變更アリタルトキ
- 三、事業又ハ營業ノ種別、工場名又ハ屋號名其ノ他之ニ類スル名稱又ハ原動機設置地名番號ニ變更アリタルトキ
- 四、原動機ヲ廢止シタルトキ

前項第一號、第三號及第四號ノ届出ニハ原動機検査證ヲ添付スベシ

第十八條 原動機設置場所ニ於テ火災、破裂、倒壞其ノ他ノ事故發生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク届出ヅベシ 但シ工場法施行規則第二十六條、汽罐取締令第二十條、工場取締規則第十五條及「セルロイド」工場取締規則第二十一條ノ規定ニヨルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、原動機設置者ノ住所、氏名
- 二、原動機設置地名番號

反シタル者

- 二、第三條、第五條第一項、第六條、第十五條、第十六條第一項、同第三項、第十七條及第十八條ノ規定ニヨル届出ヲ怠リ若ハ其届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 三、第五條第四項、第十條第三項、第十四條、第十六條第四項及第十九條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ處分ニ違反シタル者

第二十七條 原動機設置者又ハ原動機管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十八條 本令ニ依ル罰則ハ原動機管理人ヲ選任シタル場合ニアリテハ原動機管理人ニ、法人ニアリテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
原動機管理人ノ選任アル場合ト雖違反行爲ニシテ原動機設置者ノ指揮ニ出デタルトキハ原動機設置者ヲモ處罰ス

第二十九條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ之ヲ處罰ス

第二十一條 工事竣功期日經過後六箇月以内ニ竣功セザルトキハ原動機設置ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第二十二條 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ハ第六條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外原動機設置地所轄警察署長ヲ經由シ警視總監ニ提出スベシ

第二十三條 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ハ未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人準禁治産者ニ在リテハ保證人、妻ニアリテハ夫ノ連署ヲ要ス

第二十四條 原動機設置者ハ本令ノ規定ニ依リ提出シタル書類ニシテ第二條、第三條及第五條ノ規定ニ依ル願書又ハ届書ノ副本ハ原動機ノ使用繼續中、其ノ他ノ書類ハ謄本ヲ作成シ二箇年間之ヲ原動機設置地ニ保存スベシ

第二十五條 本令ニ規定スル事項ニ付他ノ法規ニ依リ警視總監ノ許可又ハ認可ヲ要スル場合ニ於テ本令ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ法令ノ規定ニ依ル願書又ハ届書ニ本令ニ規定スル事項ヲ併セ具スルコトヲ得

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ、科料ニ處ス

- 一、第二條、第四條、第八條、第九條、第十一條乃至第十三條及第二十四條ノ規定ニ違

第二號様式（表面）

原動機検査證

設置地
設置者氏名

番	種	出
第	定	力
號	置	馬
	式	キ
	移	ロ
	動	ワ
	式	ツ
		ト
		力

號

年月日

警視廳印

（横二〇耗、縦一五〇耗）

附 則

第三十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 昭和七年六月警視廳令第十七條原動機取扱規則ハ之ヲ廢止ス

第三十二條 昭和七年六月警視廳令第十七號原動機取扱規則ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一號様式

第 年
月 日 號

原動扱届濟

警視廳

耗〇四

附 錄 第 四 (日本標準規格)

罐 用 壓 延 鋼 材 (第二十二號)

第 一 章 總 則

第一條 本規格ハ罐用壓延鋼材(以下單ニ鋼材ト稱ス)ニ適用ス但シ特ニ指定又ハ承認ニ依リ之ニ依ルヲ必要トセザル鋼材ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第 二 章 種 別

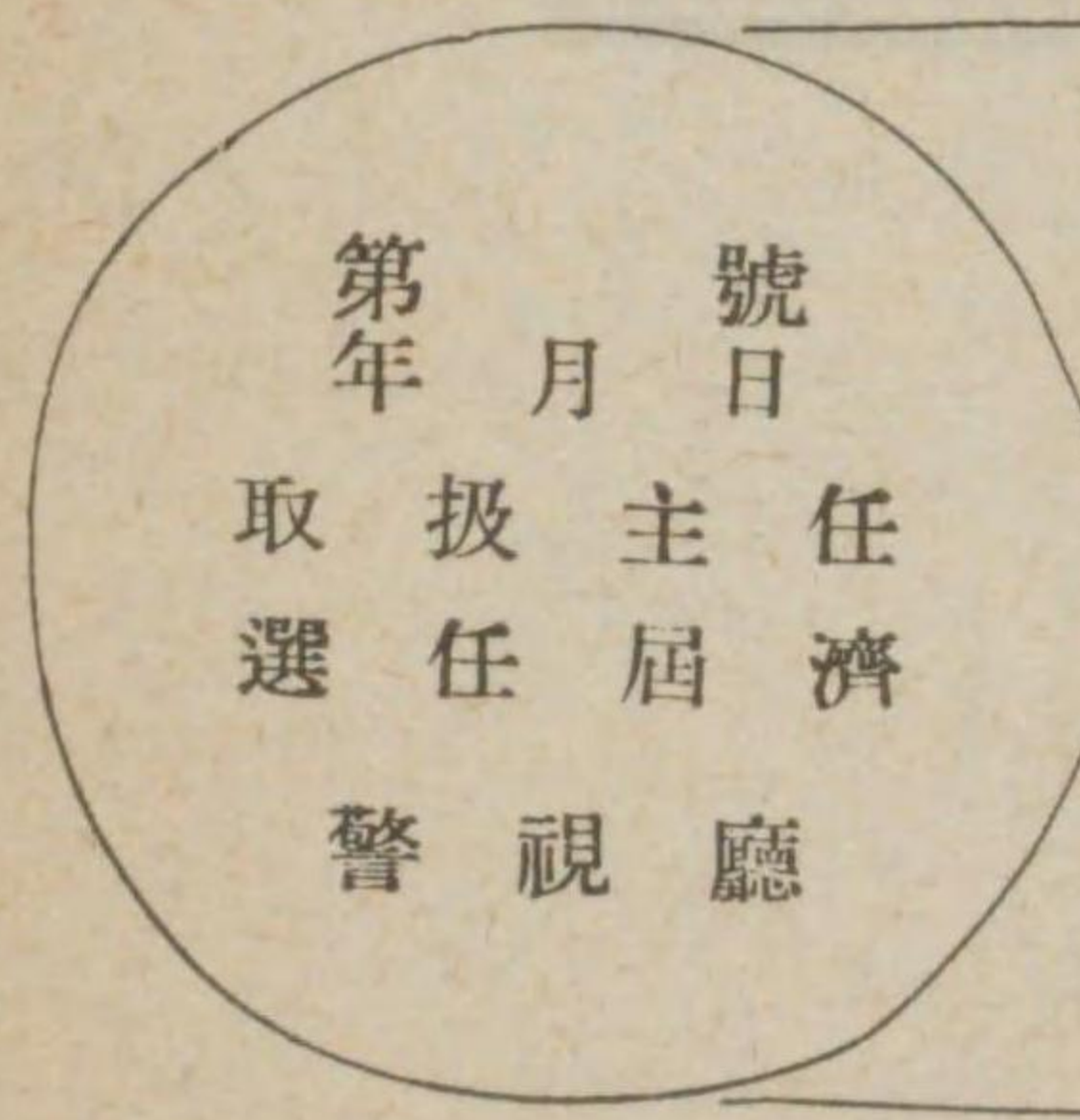
第二條 鋼材ノ種別ハ次ノ通りトス

- 一、鋼 板 第 一 種
- 第 二 種
- 第 三 種

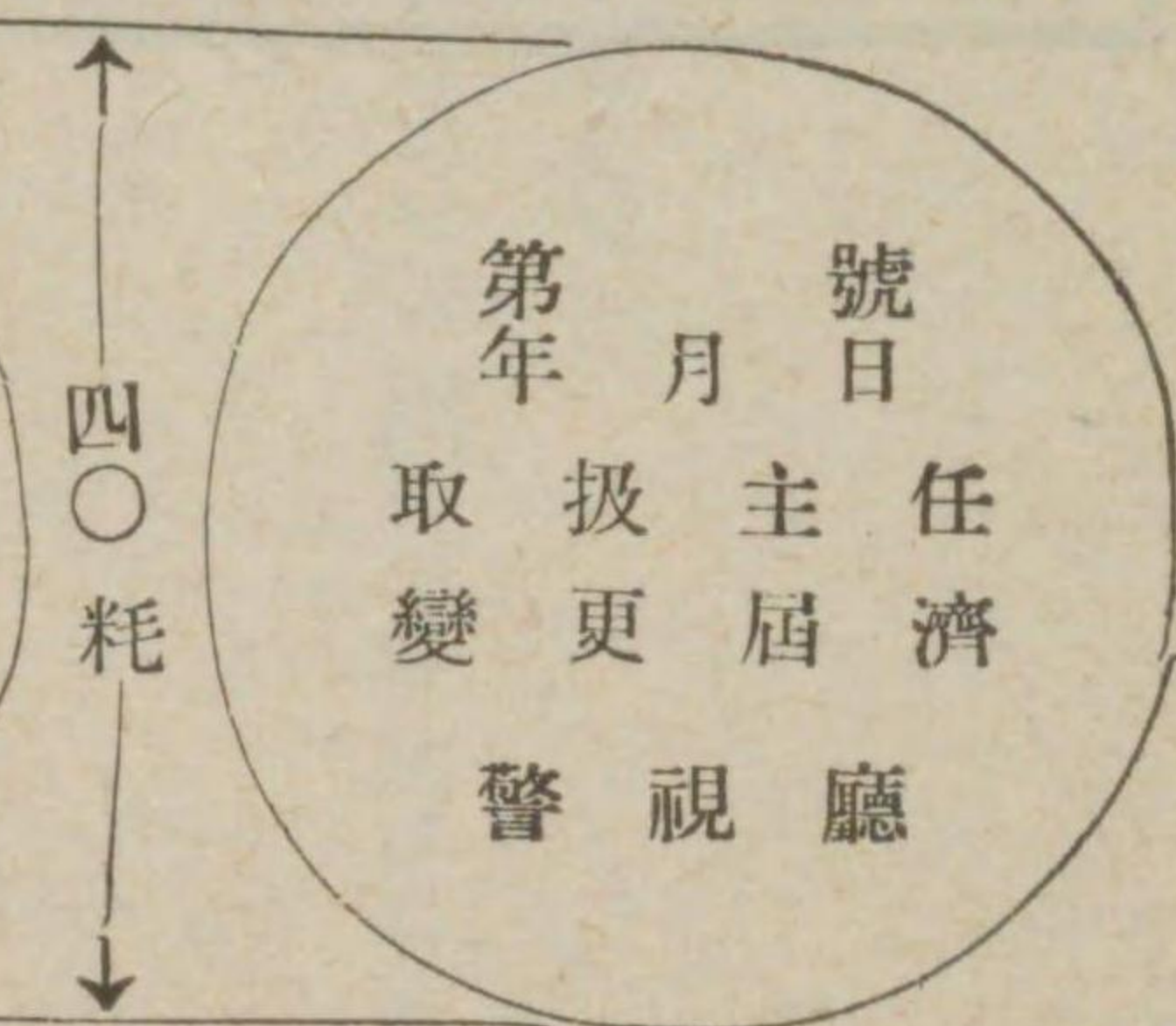
第二號樣式(裏面)

年	月	日	記	載	事	項	主	務	認	印	者

第三號樣式



第四號樣式



第六條 註文者又ハ其ノ指定シタル検査員（以下單ニ検査員ト稱ス）ノ要求アルトキハ製造者ハ各鑄鋼ノ分析表ヲ提出スルモノトス

第五章 抗張試験及屈曲試験

第七條 試験片ハ註文者又ハ検査員ノ指定シタル鋼材ノ斷片ヨリ之ヲ採取スルモノトス
但シ註文者又ハ検査員ノ希望ニ依リ指定ノ寸法ニ切斷シタル鋼材ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ試験片ガ試験ニ合格シタルトキハ該鋼材ヲ指定寸法ノモノトシテ受領スルモノトス

第八條 抗張試験片ハ鋼板ニ在リテハ横又ハ縦ノ方向ヨリ形鋼（山形鋼、丁形鋼、工形鋼、溝形鋼等）及棒鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ之ヲ採取シ若矯正ノ必要アルトキハ常溫ノママ之ヲ行フモノトス
試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ燒鈍其ノ他ノ熱處理ヲ施スコトヲ得ズ
試験片ニハ成ルベク壓延肌ヲ殘スモノトス但シ徑又ハ對邊距離 七五耗 以下ノ棒鋼ニ在リテハ適宜機械仕上ヲ爲シ又 七五耗 ヲ超ユルモノニ在リテハ製造者ノ希望ニ依リ

二、形鋼	第四種
三、棒鋼	第一種
	第二種
四、鋌材	第一種
	第二種

第三章 製造法

第三條 鋼材ハ特ニ指定ナキ限り酸性又ハ鹽基性平爐ニ依リ製造スルモノトス
第四條 鋼材ハ使用上差支ナキ程度ニ作成セラレ有害ナル缺點ナキコトヲ要ス

第四章 化學試驗

第五條 罐本體ノ構造ニ使用スル鋼材ノ磷及硫黃ノ含有量ハ各〇、五〇%ヲ超過スルコトヲ得ズ

種別	鋼板				形鋼	棒鋼		鋌材
	第一種	第二種	第三種	第四種		第一種	第二種	
主ナル用途	胴、支柱及支梁用				燃焼室又ハ爐ノ支柱用	縱支柱用		
抗張力 kg/mm ²	三九—四七	九二—三九	三四—四一	四一—四八	四四—五〇	四一—四八	四四—五五	四一—四八
標準抗張 試驗片	第一號	第一號	第一號	第一號	第一號	第二號	第三號	第三號
伸%	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上	厚九耗以上 二〇以上

鋼板ノ第二種及棒鋼ノ第二種ニ於ケル抗張力ノ差ノ範圍ハ同時ニ同一用途ニ供スルモノニ付 六、五kg/mm²ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一圖ニ於テ小圓ヲ以テ示ス位置ヨリ試験片ヲ採取スルコトヲ得 此等ノ場合ニ於ケル試験片ノ徑ハ 一四耗 以下ト爲スコトヲ得ズ

第一圖



第九條

抗張試験ニ在リテハ標準抗張試験片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス
厚六耗 未滿ノ鋼材及抗張力ヲ重要トセザル部分ニ使用スル鋼材ニハ註文者又ハ検査員ノ指定又ハ承認ニ依リ本試験ヲ省略スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ常溫屈曲試験ノミ行フモノトス

種別	鋼板				形鋼	棒鋼	鋌材
	第一種	第二種	第三種	第四種			
内側半徑	厚ノ一、〇倍	厚ノ一、五倍	密着	厚ノ一、五倍	厚ノ一、五倍	徑又ハ對邊距離ノ一、五倍	密着

第十二條 燒入屈曲試験ニ在リテハ試験片ヲ濃紅色(約六五〇度〇)ニ熱シタル後之ヲ約二八度〇ノ水中ニ急冷スルモノトス 此ノ場合ニ於ケル色ハ日光ノ直射セザル室内ニ於テ

第十條 常溫及燒入屈曲試験片ハ鋼板ニ在リテハ縦ノ方向ヨリ形鋼及棒鋼ニ在リテハ長ノ方向ヨリ採取シ其ノ幅、徑又ハ對邊距離 三五耗以上ナルコトヲ要ス 但シ「フランヂ」ノ幅 五〇耗未滿ノ形鋼ヨリ採取セル試験片ノ幅ハ 三五耗未滿ナルヲ妨ゲズ徑又ハ對邊距離 三五耗未滿ノ棒鋼ノ試験片ハ壓延セルマノ材料ヲ用ウルモノトス「フランヂ」ノ幅 五〇耗未滿ノ形鋼ニ在リテハ之ニ壓力ヲ加ヘ若ハ鎚打シテ扁平ト爲シタルモノヨリ採取ストコトヲ得

常溫及燒入屈曲試験片ニ在リテハ剪斷ノ爲生ジタル稜角又ハ縁ノ不整ハ鑪又ハ研磨機ニ依リ削除シ又厚 二五耗以上ノモノニ在リテハ剪斷面ヲ機械仕上ト爲スコトヲ得

但シ一二耗 厚未滿ノ燒入屈曲試験片ニ在リテハ此等ノ加工ヲ爲スコトヲ得ズ
試験片ニハ前項以外ノ加工ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 常溫屈曲試験ニ在リテハ試験片ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鎚打ニ依リ次表規定ノ内側半徑ニテ一八〇度ダケ屈曲スルモ裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス
試験片ニハ鋼材ト共ニスル場合ノ外特ニ燒鈍其ノ他ノ熱處理ヲ施スコトヲ得ズ

第十四條 試験片ハ供試材ヨリ採取前試験用ノ記號ヲ附シタル上製造者之ヲ規定ノ形状、寸法

ニ作成スルモノトス

試験ハ製造所ニ於テ之ヲ行フ 此ノ場合ニ於テ註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ其ノ立會ヲ受クルモノトス

第十五條 抗張試験ニ於テ試験片ヲ標點間ノ中心ヨリ標點距離ノ四分ノ一以外ニ於テ切斷シタ

ルトキハ其ノ試験ヲ無効トシ更ニ最初ニ試験片ヲ採取セシ鋼材ニ付再試験ヲ行フコトヲ得

第十六條 抗張試験又ハ屈曲試験ノ成績カ規格ニ合セザルトキハ其ノ試験片各一箇ニ付更ニ二

箇ノ試験片ヲ採取シ再試験ヲ行フニトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ内一箇タリトモ合格セザルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラルル鋼材ハ全部之ヲ不合格トス

第六章 鉄ノ試験

第十七條 鉄ニ對シテハ次ノ各號ノ試験ヲ行フモノトス

一、抗張試験 製造者ハ鉄ノ製造ニ用キタル材料ノ抗張試験成績ヲ提出スルモノトス、

判定ス試験片ハ之ニ壓力ヲ加ヘ又ハ鋸打ニ依リ前條規定ノ内側半徑ニテ一八〇度ヲ

ケ屈曲スルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス

第十三條 試験片ノ數ハ次表ニ掲ルモノトス

種別	鋼		抗張試験片ノ數	常溫又ハ燒入屈曲試験片ノ數
	第一種及第二種	第三種及第四種		
鋼	第一種及第二種	第三種及第四種	同上	同上
形鋼	第一種及第二種	第三種及第四種	同上	同上
棒鋼	第一種及第二種	第三種及第四種	同上	同上
鋌材	第一種及第二種	第三種及第四種	同上	同上

第七章 寸法及重量の公差

第十九條 鋼材ノ公差ハ別ニ定ムル鋼材ノ寸法及重量ノ公差規格ニ依ル
鋼材ノ重量ハ 1 cm^3 ノ鋼ヲ七、八五₀₀ トシテ算出スルモノトス

第八章 検査

第二十條 註文者又ハ検査員ハ隨時註交鋼材ノ製造工場及關係工場ニ出入シ註文鋼材ノ製造モ
検査スルコトヲ得

第二十一條 鋼塊、鋼片及鋼材ニハ適當ナル記號ヲ附シ其ノ製造ニ供シタル鑄鋼トノ關係ヲ明
カナラシムルモノトス
鋼材ニハ製造所名又ハ商標及製鋼番號ヲ明示スルモノトス、但シ小ナル鋼材ハ之ヲ結
束シ一束毎ニ適當ノ方法ニ依リ上記ノ記號ヲ表示スルコトヲ得
試験片採取ニ先タチ製造者ハ鋼材ノ製鋼法、製鋼番號、壓延番號、寸法及重量ヲ明記
セル鋼材ノ明細表ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス

若其ノ成績不明ナルトキハ製品タル鉄ニ付抗張試験ヲ行フ、此ノ場合ニ於ケル抗張力
ハ第九條ノ鉄材ニ關スル規定ニ依ル、但シ伸ハ之ヲ測定セズ

- 註文者又ハ検査員ニ於テ必要ヲ認メザルトキハ本試験ヲ省略スルコトヲ得
- 二、 屈曲試験 常溫ノママ鉄ノ脚部ヲ一八〇度ダケ屈曲シ第二圖ノ如ク密着セシムルモ屈
曲部ノ外側ニ裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス
- 三、 打展試験 鉄ノ頭部ヲ赤熱シ之ヲ第三圖ノ如ク打ち展ハシテ扁平ト爲シ其ノ徑ガ脚部
ノ徑ノ二、五倍ニ達スルモ其ノ縁ニ裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス
- 四、 各試験ニ用ウル鉄ノ數ハ同一徑ノモノノ重量厯又ハ其ノ端數毎ニ一箇トス



第二圖



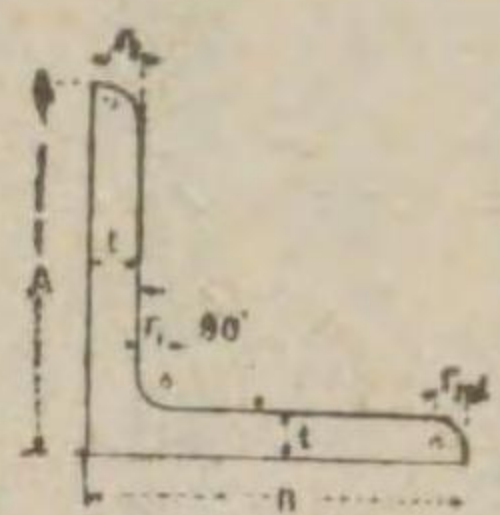
第三圖

第十八條 鉄ノ再試験ニ付テハ第十六條ヲ準用ス

鋼形準標

(第二六號)

等辺山形鋼



寸法 mm				断面積 mm ²	重量 kg/m
A × B	t	r	r ₁		
20 × 20	3	4	2	112.7	0.886
25 × 25	3	4	2	142.7	1.12
25 × 25	5	4	3	224.6	1.76
30 × 30	3	4	2	172.7	1.36
30 × 30	5	4	3	274.6	2.16
35 × 35	3	4.5	2	203.6	1.60
35 × 35	5	4.5	3	325.5	2.56
40 × 40	3	4.5	2	233.6	1.83
40 × 40	5	4.5	3	375.5	2.95
45 × 45	4	6.5	3	349.2	2.74
45 × 45	6	6.5	4.5	504.3	3.96
45 × 45	8	6.5	4.5	656.4	5.15
50 × 50	4	6.5	3	389.2	3.05
50 × 50	6	6.5	4.5	564.4	4.43
50 × 50	8	6.5	4.5	736.4	5.78
60 × 60	6	6.5	3	580.2	4.55
60 × 60	7	6.5	4.5	791.4	6.21
60 × 60	9	6.5	4.5	999.4	7.85
65 × 65	6	8.5	4	762.7	5.91
65 × 65	8	8.5	6	976.1	7.56
65 × 65	10	8.5	6	1200	9.42
70 × 70	6	8.5	4	812.7	6.38
70 × 70	8	8.5	6	1056	8.29
70 × 70	10	8.5	6	1300	10.2
75 × 75	6	8.5	4	872.7	6.85
75 × 75	8	8.5	6	1269	9.96
75 × 75	12	8.5	6	1656	13.0

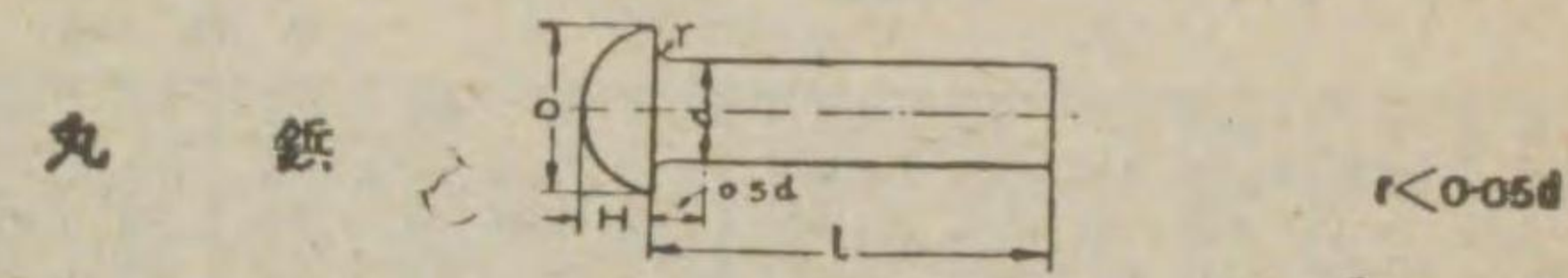
註文者又ハ検査員ノ要求アルトキハ前記ノ諸記號ノ外鋼材ノ種別ヲ表示スベキ塗色ヲ施シ且本規格ニ合格セルコトヲ證明スル記號ヲ鋼材毎ニ明示スルモノトス

第二十二條 鋼材ヲ壓延スル製造所ニ於テ鋼塊ヲ製造セザル場合ニ於テハ鋼材ノ製造ニ使用セル鋼塊ノ製造所名、製鋼法及製鋼番號ヲ明記セル證明書ヲ註文者又ハ検査員ニ提出スルモノトス

鋼材ノ記號其ノ他ニ付テハ前條第二項乃至第四項ヲ準用ス

法寸ノ鉄

(號九十三第)



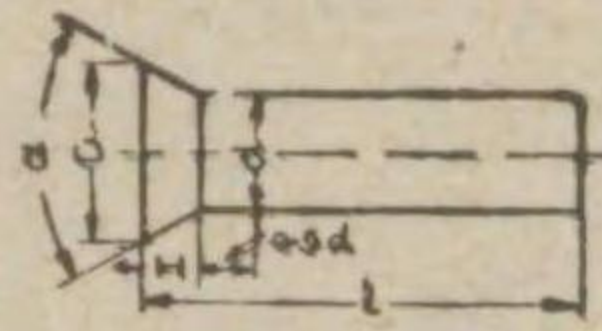
鉄ノ径 d	6	8	10	13	16	19	22	25	28	32	36	40
鉄ノ径 D	10	13	16	21	26	30	35	40	45	51	58	64
鉄ノ高 H	4	5.5	7	9	11	13.5	15.5	17.5	19.5	22.5	25	28
鉄ノ径	7	9	11	14	17	20.5	23.5	26.5	29.5	34	38	42
鉄ノ径	8	10	12	14	16			35	38			
鉄ノ径	10	12	14	16	18			40	42			
鉄ノ径	12	14	16	18	20			42	45			
鉄ノ径	14	16	18	20	22			45	48			
鉄ノ径	16	18	20	22	25			48	50			
鉄ノ径	18	20	22	25	28			50	52			
鉄ノ径	20	22	25	28	30			52	55			
鉄ノ径	22	25	28	30	32			55	58			
鉄ノ径	25	28	30	32	35			58	60			
鉄ノ径	28	30	32	35	38			60	62			
鉄ノ径	30	32	35	38	40			62	65			
鉄ノ径	32	35	38	40	42			65	68			
鉄ノ径	35	38	40	42	45			68	70			
鉄ノ径	38	40	42	45	48			70	72			
鉄ノ径	40	42	45	48	50			72	75			
鉄ノ径	42	45	48	50	52			75	80			
鉄ノ径	45	48	50	52	55			80	85			
鉄ノ径	48	50	52	55	58			85	90			
鉄ノ径	50	52	55	58	60			90	95			
鉄ノ径	52	55	58	60	62			95	100			
鉄ノ径	55	58	60	62	65			100	105			
鉄ノ径	58	60	62	65	68			105	110			
鉄ノ径	60	62	65	68	70			110	115			
鉄ノ径	62	65	68	70	72			115	120			
鉄ノ径	65	68	70	72	75			120	125			
鉄ノ径	68	70	72	75	80			125	130			
鉄ノ径	70	72	75	80	85			130	135			
鉄ノ径	72	75	80	85	90			135	140			
鉄ノ径	75	80	85	90	95			140	145			
鉄ノ径	80	85	90	95	100			145	150			
鉄ノ径	85	90	95	100	105			150	155			
鉄ノ径	90	95	100	105	110			155	160			
鉄ノ径	95	100	105	110	115			160	165			
鉄ノ径	100	105	110	115	120			165	170			
鉄ノ径	105	110	115	120	125			170	175			
鉄ノ径	110	115	120	125	130			175	180			
鉄ノ径	115	120	125	130	135			180	185			
鉄ノ径	120	125	130	135	140			185	190			

備考 一、本規格ノ鉄ハ橋梁、建築、造船、鐵道車輛其ノ他之ニ類スルモノニ用ウルモノトス

二、鉄ノ頭ノ形状ハ球ノ一部分トス

三、鉄ノ徑ハ鉄頭ノ根元ノ徑ノ二分ノ一ノ筒所ニ於テ測ルモノトス

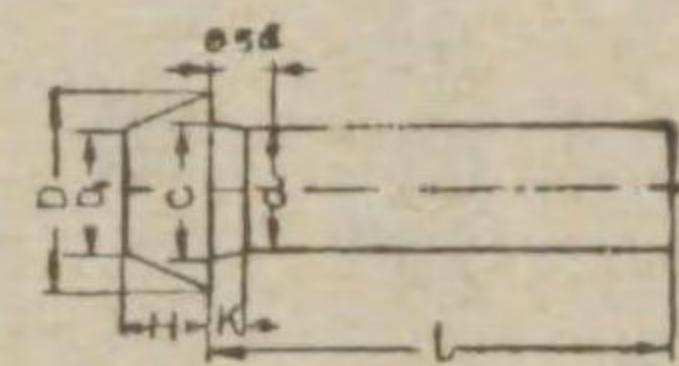
鋼 釘



釘ノ径 d	6	8	10	13	16	19	22	25	28	32	36	40	
釘頭ノ径 D(φ)	10	12.5	15.5	21	25	30	35	39.5	39.5	45	51	57	
釘頭ノ高 H	2.5	3	3.5	5	8	9.5	11	12.5	14	16	18	20	
釘頭ノ角度 α	75°	75°	75°	75°	60°	60°	60°	60°	45°	45°	45°	45°	
釘孔ノ径	7	9	11	14	17	20.5	23.5	26.5	29.5	34	38	42	
釘ノ長	8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30	8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30	10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30	14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30	18, 20, 22, 24, 26, 28, 30	22, 24, 26, 28, 30	28, 30, 32, 34, 36, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60	35, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60	40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60	45, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60	50, 52, 54, 56, 58, 60	55, 58, 60, 62, 64, 66, 68, 70, 72, 74, 76, 78, 80, 82, 84, 86, 88, 90, 92, 94, 96, 98, 100	60, 62, 64, 66, 68, 70, 72, 74, 76, 78, 80, 82, 84, 86, 88, 90, 92, 94, 96, 98, 100, 105, 110, 115, 120

四、釘ノ徑ノ公差ハ三%—二%トス但シ公差ノ最小値ハ〇、五〇耗、一〇、三耗ト
 五、圖面ニ於ケル釘ノ徑ノ表示方法ハ釘孔ノ徑ニ依ラズシテ本表ニ示スルニ依ル
 六、釘材ノ寸法ハ日本標準規格第二五號ニ依ルモノトス

鋼 太 平 釘



釘ノ径 d	16	19	22	25
釘頭ノ径 D	26	30	35	40
釘頭ノ高 H	11	13.5	15.5	17.5
釘頭ノ根元ノ径 e	18	21.5	24.5	28
釘頭ノ高 K	4.5	6.5	9	12.5
釘孔ノ径	17	20.5	23.5	26.5
釘ノ長	18, 20, 22, 25, 28, 30, 32, 35, 38, 40, 42, 45, 48, 50, 52, 55, 58, 60, 62, 65, 68, 70, 72, 75, 78, 80, 82, 85, 88, 90, 92, 95, 98, 100, 105, 110, 115, 120, 125, 130	22, 25, 28, 30, 32, 35, 38, 40, 42, 45, 48, 50, 52, 55, 58, 60, 62, 65, 68, 70, 72, 75, 78, 80, 82, 85, 88, 90, 92, 95, 98, 100, 105, 110, 115, 120, 125, 130	30, 32, 35, 38, 40, 42, 45, 48, 50, 52, 55, 58, 60, 62, 65, 68, 70, 72, 75, 78, 80, 82, 85, 88, 90, 92, 95, 98, 100, 105, 110, 115, 120, 125, 130	35, 38, 40, 42, 45, 48, 50, 52, 55, 58, 60, 62, 65, 68, 70, 72, 75, 78, 80, 82, 85, 88, 90, 92, 95, 98, 100, 105, 110, 115, 120, 125, 130

レタルモノナルトキハ之ヲ妨ゲズ

第三章 寸法ノ公差

第四條 冷間引拔繼目無鋼管ノ外徑ノ公差ハ $\pm 1\%$ 、 $\pm 1.5\%$ トス、但シ公差ノ最小値ハ 0 、 3 トス

熱間仕上繼目無鋼管ノ外徑ノ公差ハ $\pm 1\%$ トス、但シ公差ノ最小値ハ 0 、 5 トス

第五條 冷間引拔繼目無鋼管ノ厚ノ公差ハ $\pm 1.0\%$ 、 $\pm 1.5\%$ トス、但シ公差ノ最小値ハ $+0$ 、 3 トス、 -0 、 1.5 トス

熱間仕上繼目無鋼管ノ厚ノ公差ハ $\pm 1.5\%$ 、 $\pm 1.0\%$ トス、但シ公差ノ最小値ハ \pm 、 4 トス

第六條 管ノ指定寸法ヨリ短キコトナタ長キモ五耗ヲ超エザルモノトス

第四章 試験及検査

第七條 擴大試験 管ノ端ヨリ約 30 耗迄ノ部分ヲ常溫ノマ、次表規定ノ程度迄擴大スル裂痕

水管罐用繼目無鋼管 (一五號)

第一章 總則

第一條 本規格ハ水管罐ニ使用スル冷間引拔繼目無鋼管間及熱間仕上繼目無鋼管ニ之ヲ適用ス但シ特殊ノ用途ニ供スル高級品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 製造法

第二條 管ハ良質ノ平爐鋼又ハ電爐鋼ヲ用キ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員(以下單ニ検査員ト稱ス)ノ指定ニ依リ冷間引拔法又ハ熱間仕上法ニテ縱目ナク製造シ實用的眞直且正圓ニシテ其ノ面端ハ管軸ニ對シ直角ニ切斷スルモノトス
冷間引拔繼目無鋼管ハ製造後完全ニ之ヲ焼鈍スルモノトス

第三條 管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル缺點ナキコトヲ要ス、但シ熱間仕上繼目無鋼管ニ在リテハ輕度ノ凹凸又ハ縱ニ沿ヒタル些細ノ條痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚ガ公差ニテ許ザ

曲部ガ次表規定ノ内側半徑ニ達スルセ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス

管ノ厚耗	内側半徑	
	冷間引抜繼目無鋼管	熱間仕上繼目無鋼管
四未滿	厚ノ〇、五倍	厚ノ一、〇倍
四以上	厚ノ一、〇倍	厚ノ一、五倍

第十條

焼入屈曲試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験片ヲ鋸打シテ平片ト爲シ約六五〇度Cニ熱シタル後之ヲ約二八度Cノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス

管ノ厚耗	屈曲角度	内側半徑
四未滿	一八〇	厚ノ一、五倍
四以上	一八〇	厚ノ二、五倍

第十一條

抗張試験 管狀試験片又ハ管ヨリ縦ニ切取り之ヲ鋸打シテ平片ト爲シタル板狀試験

ヲ生ゼザルコトヲ要ス

管ノ厚耗	擴大ノ程度
三未滿	外徑ノ一、一〇倍
三	外徑ノ一、〇七倍
五ヲ超ユルモノ	外徑ノ一、〇六倍

第八條

押擴ゲ試験、管ラ端ヲ常溫ノマ、次表規定ノ程度迄喇叭形ニ押擴グルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス、但シ外徑一〇〇耗以上ノ熱間仕上繼目無鋼管ニハ本試験ヲ行ハズ

管ノ外徑	押擴ゲノ程度
五〇未滿	外徑ノ一、二五倍
五〇以上	外徑ノ一、一五倍

第九條

本試験ハ註文者又ハ検査員ノ指定又ハ承認アリタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得
扁平試験管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管狀試験片ヲ切取り常溫ノマ、之ヲ扁平ト爲シ其ノ扁

圓罐用繼目無鋼管 (第一六號)

第一章 總則

第一條 本規格ハ圓罐ノ焔管及支柱管ニ使用スル冷間引拔繼目無鋼管及熱間仕上繼目無鋼管ニ之ヲ適用ス

第二章 製造法

第二條 管ハ良質ノ平爐鋼ヲ用キ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員ノ指定ニ依リ冷間引拔又ハ熱間仕上法ニテ繼目ナク製造シ實用的眞直且正圓ニシテ其ノ兩端ハ管軸ニ對シ直角ニ切斷スルモノトス

第三條 冷間引拔繼目無鋼管ハ製造後完全ニ之ヲ燒鈍スルモノトス
管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル缺點ナキコトヲ要ス但シ熱間仕上繼目無鋼管ニ在リテハ輕度ノ凹凸又ハ縱ニ沿ヒタル些細ノ條痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚ガ公差ニテ許サレ

片(標準抗張試驗片第五號)ヲ用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス、但シ板狀試驗片ハ試驗前之ヲ燒鈍スルコトヲ得

種 類	抗張力 Kg/mm	伸%(五〇mmニ付)
冷間引拔繼目無鋼管	四一以下	三五以上
熱間仕上繼目無鋼管	四三以下	三五以上

第十二條 水壓試驗管ハ内壓 100 Kg/cm^2 以上ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ缺點ナキコトヲ要ス

第十三條 第七條乃至第十一條ノ試驗ハ同種、同一寸法ノ管五〇箇又ハ其ノ端數ヲ一組ト爲シ各組ヨリ各試驗毎ニ一箇ノ試験片ヲ取りテ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス、若シ試驗ノ結果本規格ニ合セザルモノアルトキハ其ノ試験片各一箇ニ付更ニ二箇ノ試験片ヲ取りテ再試験ヲ行フコトヲ得、此ノ場合ニ於テ其ノ内一箇タリトモ合格セザルトキハ其ノ試験片ニ依リ代表セラル、組ハ全部之ヲ不合格トス

第十四條 水壓試驗及寸法其ノ他ノ検査ハ一箇毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

第七條 擴大試験 管ノ端ヨリ約三〇耗迄ノ部分ヲ常温ノママ次表規定ノ程度迄擴大スルモ
 裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス但シ支柱管ニハ本試験ヲ行フ

管ノ厚耗	擴大ノ程度
三 未 滿	外徑ノ 一、一〇倍
三 — 五	外徑ノ 一、〇七倍
五 ヲ超ユルモノ	外徑ノ 一、〇六倍

第八條 鑄出試験 管ノ端ヨリ常温ママ管軸ノ直角ニ鑄ヲ作り出シ其ノ外徑ヲ次表規定ノ程度
 ニ達セシムルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス 但シ支柱管ニハ本試験ヲ行ハズ

管ノ外徑	鑄 ノ 外 徑	
	冷間引拔繼目無鋼管	熱間仕上繼目無鋼管
六〇未滿	内徑ノ 一、五倍	内徑ノ 一、四倍
一〇〇未滿	内徑ノ 一、四倍	内徑ノ 一、三倍

タルモノナルトキハ之ヲ妨ゲズ

第三章 寸法ノ公差

第四條 冷間引拔繼目無鋼管ノ外徑ノ公差ハ十一%、一五、〇% トス 但シ公差ノ最小値ハ
 士〇、三耗トス

熱間仕上繼目無鋼管ノ外徑ノ公差ハ士一%トス 但シ公差ノ最小値ハ士〇、五耗
 トス

第五條 冷間引拔繼目無鋼管ノ厚ノ公差ハ士一〇%トス 但シ公差ノ最小値ハ 士〇、三耗ト
 ス

熱間仕上繼目無鋼管ノ厚ノ公差ハ十一五%、一〇〇%トス 但シ公差ノ最小値ハ士
 〇、四耗トス

第六條 管ノ長ハ指定寸法ニヨリ短キコトナク又長キモ五耗ヲ超エザルモノトス

第四章 試験及検査

支 柱 管	種 類		屈 曲 角 度	内 側 半 徑
	厚 四 耗 未 滿	厚 四 耗 以 上		
一 八 〇	一 八 〇	一 八 〇	一 八 〇	厚 ノ 一 、 五 倍
	厚 ノ	厚 ノ		
厚 ノ	一 八 〇	一 八 〇	一 八 〇	厚 ノ 三 、 〇 倍

第十一條

抗張試驗 管狀試驗片又ハ管ヨリ縦ニ切取り之ヲ鎚打シテ平片ト爲シタル板狀試驗片(標準抗張試驗片第五號)ヲ用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス 但シ板狀試驗片ハ試驗前之ヲ燒鈍スルコトヲ得

熱間仕上繼目無鋼管ニ在リテハ支柱管ニ限リ本試驗ヲ行フ

種 類	抗張力 Kg/mm^2	伸% (五〇耗ニ付)
冷間引拔繼目無鋼管	四一以下	三五以上
熱間仕上繼目無鋼管	四三以下	三五以上

第十二條

水壓試驗 管ハ内壓五十 Kg/cm^2 以上ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ缺點ナキコトヲ要

一五〇未滿	内徑ノ 一、三倍	内徑ノ 一、二倍
一五〇以上	内徑ヨリ大ナルコト四五耗	内徑ヨリ大ナルコト四〇耗

第九條

扁平試驗 管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管狀試驗片ヲ切取り常溫ノママ之ヲ扁平ト爲シ其ノ屈曲部ガ次表規定ノ内側半徑ニ達スルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス

支 柱 管	種 類		内 側 半 徑
	厚 四 耗 未 滿	厚 四 耗 以 上	
厚 ノ	〇、五倍	一、〇倍	無冷間引拔繼目 熱間仕上繼目
	厚 ノ	厚 ノ	
厚 ノ	一、五倍	二、〇倍	無鋼管

第十條

燒入屈曲試驗 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試驗片ヲ切取り鎚打シテ平片ト爲シ約六五〇度ニ熱シタル後之ヲ約二三度ノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス

罐用繼目無鋼管ノ寸法 (第七七號)

單位 mm

外径	厚									
	2	2.3	2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
25										
(29)	2	2.3	2.6	2.9	3.2					
30	2	2.3	2.6	2.9	3.2					
(32)		2.3	2.6	2.9	3.2	3.5				
35		2.3	2.6	2.9	3.2	3.5	4			
(38)			2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5		
40			2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	
45			2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	
50			2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
(51)			2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
55				2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
(57)				2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
60				2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
(64)				2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
65				2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
70				2.9	3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
75					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
(76)					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
80					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
(83)					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
85					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
(89)					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
90					3.2	3.5	4	4.5	5	5.5
95						3.5	4	4.5	5	5.5
100						3.5	4	4.5	5	5.5
(102)						3.5	4	4.5	5	5.5
110							4	4.5	5	5.5
(114)							4	4.5	5	5.5
120							4	4.5	5	5.5
(127)							4	4.5	5	5.5
130							4	4.5	5	5.5
(133)							4	4.5	5	5.5
(137)							4	4.5	5	5.5
140							4	4.5	5	5.5

- 備考 一、本表ハ水管罐、圓罐及機關車罐等ニ用ユル繼目無鋼管ノ標準寸法ヲ示ス 但シ六五mm 未滿ノ厚ハ支柱管ニ適用セス
- 二、括弧ヲ附シタル外径ノモノハ成ルベク使用セザルヲ可トス
- 三、寸法ノ公差及材質ハ用途ニ應ジ日本標準規格第一五號水管罐用繼目無鋼管、第一六號圓罐用繼目無鋼管又ハ第一七號機關車罐用繼目無鋼管ニ依ル

第十三條 第七條乃至第十一條ノ試驗ハ同種、同一寸法ノ管五〇箇又ハ其ノ端數ヲ一組ト爲シ各組ヨリ各試驗毎ニ一箇ノ試驗片ヲ取りテ之ヲ行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス 若試驗ノ結果本規格ニ合セザルモノアルトキハ其ノ試驗片各一箇ニ付更ニ二箇ノ試驗片ヲ取り試驗片ニ依リ代表セララルル組ハ全部之ヲ不合格トス

第十四條 水壓試驗及寸法其ノ他ノ検査ハ一箇毎ニ之ヲ行ヒ其ノ良否ヲ決定ス

第五種
第六種

熱間仕上繼目無鋼管

第三章 製造法

第三條 管ハ良質ノ平爐鋼又ハ電爐鋼ヲ用キ註文者又ハ其ノ指定シタル検査員(以下單ニ検査員ト稱ス)ノ指定ニ依リ冷間引拔法又ハ熱間仕上法ニテ繼目ナク製造シ實用的眞直且

正圓ニシテ其ノ兩端ハ管軸ニ對シ直角ニ切斷スルモノトス

冷間引拔繼目無鋼管後完全ニ之ヲ燒鈍スルモノトス

第四條 管ノ内外面ハ滑ニシテ有害ナル缺點ナキコトヲ要ス 但シ熱間仕上繼目無鋼管ニ在リ

テハ輕度ノ凹凸又ハ縱ニ沿ヒタル些細ノ條痕アルモ其ノ部ニ於ケル厚ガ公差ニテ許サレタルモノナルトキハ之ヲ妨ゲズ

第四章 寸法ノ公法

第五條 管ノ外徑ノ公差ハ±1%トス 但シ公差ノ最小値ハ冷間引拔繼目無鋼管ニ在リテハ

一般用繼目無鋼管 (第一八號)

第一章 總則

第一條 本規格ハ別ニ規定スル罐用繼目無鋼管以外ノ冷間引繼目無鋼管及熱間仕上繼目無鋼管ニ之ヲ適用ス但シ特殊ノ用途ニ供スル高級品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 種別

第二條 本規格ニ於テ規定スル繼目無鋼管ハ之ヲ次ノ六種トス

- 第一種
- 第二種
- 第三種
- 第四種

冷間引拔繼目無鋼管

管ノ厚	耗	據大ノ程度
三	未滿	外徑ノ一、一〇倍
三	—	外徑ノ一、〇七倍
五	ヲ超ユルモノ	外徑ノ一、〇六倍

第九條 縱壓試験 管ノ端ヨリ長五〇耗ノ管狀試験片ヲ切取り之ヲ焼鈍スルコトナク常溫ノ

マ、試験片ノ長ノ二分ノ一ニ至ル迄縱ノ壓縮スル裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス 但シ外徑五〇耗以下ノ管ニ在リテハ試験片ノ長ヲ管ノ外徑ニ等シクスルコトヲ得 又第三種、第四種、第五種及第六種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハズ

第十條 扁平試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管狀試験片ヲ切取り常溫ノマ、之ヲ平行ト爲シ其ノ

屈曲部ガ次表規定ノ内側半徑ニ達スルモ裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス 但シ第一種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハズ

第六條 冷間引拔繼目無鋼管ノ厚ノ公差ハ ± 一〇% トス 但シ公差ノ最小値ハ ± 〇、三耗トス

熱間仕上繼目無鋼管ノ厚ノ公差ハ ± 一五%、± 一〇% トス 但シ公差ノ最小値ハ ± 〇、四耗トス

第七條 管ノ長ハ指定寸法ヨリ短キコトナク長キモ五耗ヲ超エザルモノトス

第五章 試験及検査

第八條 擴大試験 管ノ端ヨリ約三〇耗迄ノ部分ヲ常溫ノマ、次表規定ノ程度迄擴大スルニ
 裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス 但シ第一種及第二種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハズ

種別	抗張力 Kg/mm ²	伸% (五〇耗ニ付)
第一種	四八以上	二〇以上
第二種	四四以上	二五以上
第三種	三八以上	三〇以上
第四種	三〇以上	三五以上
第五種	三八以上	三〇以上
第六種	三〇以上	三五以上

第十三條

水壓試験管ハ豫メ指定シタル水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ缺點ナキコトヲ要ス

第十四條

第八條、第九條、第十條及第十二條ノ試験ハ用途ニ應ジ注文者又ハ検査員ノ指定又ハ承認アリタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十五條

第八條乃至第十二條ノ試験ハ同種、同一寸法ノ管五〇箇又ハ其ノ端數ヲ一組ト爲シ各組ヨリ各試験片ヲ取りテ之行ヒ其ノ組ノ良否ヲ決定ス若試験ノ結果本規格ニ合セザルモノアルトキハ其ノ試験片各一箇ニ付更ニ二箇ノ試験片ヲ取りテ再試験ヲ行フコ

種別	内側半徑
第三種及第四種	厚ノ一、〇倍
第五種及第六種	厚ノ一、五倍

第十一條

焼入屈曲試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験片ヲ切取り鋸打シテ扁平ト爲シ約五五〇度〇ニ熱シタル後之ヲ約二八度〇ノ水中ニ急冷シ次表規定ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要ス 但シ第一種及第二種ノ鋼管ニハ本試験ヲ行ハズ

屈曲角度	内側半徑
一八〇	厚ノ一、〇倍

第十二條

抗張試験 管狀試験片又ハ管ヨリ縦ニ切取り之ヲ鋸打シテ平片ト爲シタル板狀試験片(標準抗張試験片第五號)用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス但シ板狀試験片ハ試験前之ヲ焼鈍スルコトヲ得

